

なければならぬ、こういう観点で、いま審議しております消防法の一部を改正する法律案というのが出てまいりました。この消防法の一部を改正する法律案の中でこういう財政措置、いわゆる消防施設強化促進法についての改正を行なうべきである。しかも、消防法の一部改正というのは、今度の国会が始まる前から、大洋デパート等の火災の経験にかんがみて、消防法の改正をするというこの既定方針であったわけでありまして、当然この法律の中でそういう改正をすべきであつたと思うのであります。なぜ一体、地方財政に關係する問題でありますけれども、交付税法の中で、しかも、附則の中で法律を改正したのか。この点について、消防庁長官と法制局の考えをただしておきたいと思う。

○佐々木政府委員 消防施設強化促進法は、御承知のとおり、市町村の消防施設整備を促進するための財政援助法でございます。そういう意味におきまして、財政援助の措置であるというような観点から見ますならば、地方交付税法の改正によりまして、一般的に消防費にかかる財源措置というものも昭和四十九年の改正で強化をされるということになっておるわけでありまして、これとの関連、いわば市町村の財政強化という観点から見ますならば、その法律の目的とするところは相類似しているということが言えるわけでございます。それからもう一点、ただいま御指摘のとおり、消防施設強化促進法は、市町村の消防力を強化するという目的を持っておるわけでございます。そして消防法の改正は、民間の一定規模の、あるいは一定の防火対象物に対する消防設備の強化を行なうことによつて、いわば民間側からの防火体制を強化していくという内容を持っておる法律でございます。市町村の消防力の強化、それから民間側からの防火体制の強化という観点で、ともに防災体制を強化していくという点では、その目的はまた相類似しているということが言えると思ひます。そういうことで、この考え方でございます。

ども、この消防施設強化促進法の改正というものは、本年度、昭和四十九年度の予算編成との関連を持つ法律になるわけでございます。いわば予算関連法案というふうなものになつてまいります。そういういたしますと、そうした法案の性格から申しますならば、むしろ地方交付税法という予算関連法案と一緒にして、財政強化という観点で御審議をお願いするということのほうが、今回の場合には適當ではないだろうか。こういう観点から、地方交付税法の附則におきまして、消防施設強化促進法の改正を同時にお願ひをするという体制をとつたわけでございます。

○細谷委員 いまの長官のお答えによりまして、財政は財政として切り離して交付税の中でやるのが妥當だ、こういうお話ですね。そしてこの消防法というものは、民間の防災体制を強化するというところに主眼があるのだから、交付税法のほうでやるのが妥當だ、こういうふうな説明ですね。

それは一体、この三分の一を二分の一にするという金額は幾らですか。交付税なんというものは何兆何千億という数字でしょう。交付税はかなりのこの委員会が審議されました。その際に消防の補助率の問題なんて、一口でも議論がありましたか。消防体制を強化するということは、民間も同様でありますけれども、同時に市町村の消防力を整備充実しなきゃならぬ。そういう問題として補助率の引き上げを行なつたのなら、やはり消防法の改正と一体として出すのが常識じゃないでしょうか。私はいまの説明はわからぬ。もう一度お答えいただきたい。

○佐々木政府委員 消防施設強化促進法は、一面におきまして市町村の財政援助のための法律である。そしてまた他面としては、市町村の消防施設の強化をはかつて、防災体制を強化していくということがねらいであります。そういう趣旨でありますので、消防法の目的とするところとも相通するものがございまして、また地方交付税法の目的とするところと相通するところがあるわけでございます。この両面を持つておるというふうに考えて

えるわけでありまして。もちろん、消防施設強化促進法は、場合によつては単独立法の形で御審議をお願いするということでもいいわけでありまして、けれども、今回の改正の内容は、人口急増地域に対する国庫補助率の引き上げという、いわば地方団体から見ますならば、その關係する対象というものは二百数十カ市町村に關係するということになりますので、扱い方としましては、予算関連法案というふうなこともございまして、今回の場合には地方交付税法と一緒に御審議をお願いをした、こういうことでございまして。別に消防法のほうと全く關係のない法律だというふうなことは考えておりませんで、これは両面の性格を持つておるわけでありまして、できるだけ早く国会の御審議をお願いをしていく、こういうことのために、むしろ予算関連法案として一緒にのグループに入れて御審議をお願いした、こういうことでございまして。

○細谷委員 法制局は、こういう法律の形態をとつた理由は何かですか。

○茂申政府委員 一般論をまず申し上げますと、同一の、あるいはまた関連性の深い政策の実現のための法律改正は、それが複数の法律にまたがるような場合においても、一本の改正法にまとめるという方針が一つあるわけでございます。

本件の場合、その方針に当てはめた場合には、確かに先生の御指摘のように、消防法と消防施設強化促進法を一本化するという行き方も当然考えられる方向でございます。ただ、ただいま消防庁長官からもお話がありましたように、この消防施設強化促進法の内容というものを検討してみますと、これはまさに消防施設面における国の財政援助措置を内容とするものでございまして、その面からいいますと、今回の地方交付税法の一部改正の中で、消防経費にかかわる単位費用の増額がございまして、これはまさに同じ方向と申します。か、消防施設の強化充実をはかるという同じ政策なり目途、ねらいを持った、そういう改正でございます。その面では共通性があるわけ

でございます。

その面と、それからもう一つは、これも消防庁長官が御指摘になりましたように、これはいづれも予算関連法案でございまして、その面からいっても、この二つの法律改正法案を一本化したほうがより合理的ではないかというふうに考えまして、このような措置をとつたわけでございます。

○細谷委員 私が申し上げたいのは、予算関係法案だと言ふ。この消防法だつて予算関係法案だ、それでいい。そういう意味において、いま消防の単位費用の問題が出ましたけれども、単位費用は交付税そのものです。国の補助率の三分の一を二分の一に上げるということは、しかも消防施設の整備充実、それも人口急増地域に限つて政令の定めるところにやるといふことなら、これは消防法という法律が出るということが現実には確定しておつたわけでありまして、その中で対処していくのが私は妥當ではないか。言つてみますと、交付税というのは地方財政の重要な柱でありまして、關係ないとは申しませんが、消防法の中で消防そのものの補助率の引き上げというのが起るわけでありまして、この法律の中で処理していくのが妥當ではないか、こう私は思うのです。

私があえてこの問題を取り上げたのは、最近ロケット方式という形で、便宜主義で、附則のところへ非常に重要なものが法律改正として織り込まれる、そういう傾向が非常に強まっておりますが、しかし、国会の審議でもそういうものは扱いにくいわけですね。現に、さつき申し上げたように、交付税審議の中で消防のしよの字も出ません、消防財政の問題は。そういうことでありますから、消防法が出ることは確定しているわけでありまして、その中で対処していくのがよろしいのではないかと、こう私は思うのです。今後のこともありますから、ひとつ事務次官、消防法が出ないんないですか。そんなものは交付税だということになりますけれども、今度消防法が出るわけですね。そういうことであるなら

ば、やはり消防の施設そのものの充実のための補助率の引き上げということでありますから、消防法改正の中で処理するのが常識だろうと私は思うのです。今後ひとつそういうことでやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○古屋政務委員 細谷先生のたゞの御意見を承っておりまして、先ほど法制局並びに消防庁長官から、今回の場合はこういうような措置をしたという気持ちで申し上げたのでありますが、実際申し上げて、いまのお話のように、消防法の一部改正ということではきわめて合理的だと私は考えております。

今回、予算関連法案として、消防関係につきましては、大洋デパート火災でいろいろ他省との折衝その他の問題もたいへんありましたというふうな事情もございまして、実は御指摘のようなふうな点もございまして、将来におきましては、いま御意見のありましたような消防法という点からいたしまして、十分私ども検討してまいって、交付税の場合に消防の論議がなかったというふうなおしかりも受けたのでございますので、できるならば消防法で改正をしていくというふうな方向に向かって検討してまいることを申し上げておきます。

○細谷委員 この問題で、そう長く、くどくどしく私は言う必要はありませんけれども、問題は、一事が万事、法律が適当に、恣意的に消防庁と法制局で、あるいは自治省と法制局でという形で、適当な、ロケットのつぎ合わせみたいな、木に竹をつぐような法律の出し方は困る、こういうことで私は申し上げておきたい点があります。

そこでお願いしたい点は、せっかく三分の一を二分の一にしたわけでありまして、前進でありますけれども、三分の一の補助率を二分の一にしたために一体幾ら消防強化のために金がふえたのですか。

○佐々木政府委員 三分の一を二分の一にすることによりまして、そのかさ上げ分を一応予定しております額が、二億六千万円でございます。

○細谷委員 二億六千万円、大枚といえは大枚、全くさきやかなものといえさきやかなもの、それを三兆数千億の交付税の中で議論するというのですから、話が出てこないのがあたりまえです。そこでお願いいたしますが、この交付税法の改正の段階で、政令で定めるところによる地域で、政令で定めるものにかかって補助をやるというのですが、その二億六千万円は対象になるのは何と何ですか。具体的にあげてください。

○佐々木政府委員 消防施設のうちで、基本的な施設になるものという趣旨で、普通ポンプ自動車、はしごつきポンプ自動車、それから化学消防車、それから防火水槽、以上でございます。

○細谷委員 消防無線も入っているのじゃないですか。

○佐々木政府委員 消防無線も入っております。

○細谷委員 自動車ポンプと防火水槽と消防無線と化学車とはしご車、五つですね。

ところで、なぜ一体これを昭和四十九年度から五十三年度に限ったのですか。五年間に年限を限っておるのです。これはなぜですか。

○佐々木政府委員 最近の、特に大都市周辺地域における人口の増加状況というのから見まして急速に整備をしていく、このために、他の義務教育施設等のいまの扱い方というのを見まして、とりあえず五年ということに措置したわけでございます。その後におきまして、また人口急増の状況というものが今後とも継続していくというふうな情勢がなお見込めるといふことがありますれば、さらにその段階において再検討したいというふうに考えております。

○細谷委員 五十三年度以降のことについては、その状況に応じて再検討をいたしたい、こういうことであります。

私は、いまの教育施設の人口急増地帯についての措置という話が出ましたけれども、なぜ一体二分の一の補助にしたのかかわらない。消防の特例で、幾つか三分の一の補助という原則の特例がある

りますね。どんなものについて特例の補助率を適用しているか、あげていただきます。

○佐々木政府委員 現在、消防施設強化促進法の三分の一という原則に対して、過疎地域でありますとか、あるいは離島でありますとか、同和対策でありますとか、沖縄でありますとか、こういう地域の消防施設につきましては、三分の二の特例措置があるわけでございます。これは、それぞ

れの立法におきましてその特例措置がとられておるといふことになっております。

○細谷委員 時間の節約ですから、丁寧に答えてください。あなたはまた一つ落としているじゃないですか。三分の二の特例は、いまあなたが言ったのは四つですよ。もう一つあるのですよ。び

しゃっと答えてください。何ですか、それは。

○佐々木政府委員 ただいま申し上げましたほかに、成田空港の周辺市町村に対する特例がござい

ます。

○細谷委員 それだけ加えておけば話が進むんだ

よ。これは補助率は幾らですか。

○佐々木政府委員 先ほど申しましたように、三分の二でございます。

○細谷委員 特例は五つありますね。五つ法律があるのですよ。みんな三分の二じゃないですか。過疎地域対策緊急措置法による過疎市町村に対する消防力の整備のために三分の二、離島振興も三分の二、これは過疎地ですね。同和対策、これは特別なあれで三分の二、沖縄振興開発、新東京国際空港、みな三分の二でしょう。しかも、昭和四十八年度に人口急増市町村等における公共施設、公益的施設の整備等の特別措置、これも補助率を上げたでしょう。三分の二でしょう。特例で二分

の一なんてどこにもないでしょう。どうしてこれだけ二分の一という特例になるのですか。しかも二億六千万円。おかしな話でしょう。全国消防長会議でも、少なくとも人並みに他の特例法の補助率にしてくれというのが長い間念願だったのでしょう。ようやく実現した。それがまた特例の特例だ。特例はみな三分の二、これだけ二分の一。ど

ういうわけですか、私はわからぬですよ。

○佐々木政府委員 現在、特例の補助率三分の二で規定されておりますものは、それぞれの特別立法に基づきましてその特例措置がとられて、他の施設の補助率との均衡を見ながら三分の二という措置がきめられておるわけでございます。

今回、人口急増地域に対しましてとられました二分の一という措置は、この人口急増地域についてとられている特別措置というものの均衡を見まして、現行補助率の一段上の補助率を補助率にしていくというふうな措置で三分の一を二分の一にした、こういうことでございます。

○細谷委員 ここにきてしまったのですが、あなたも予算要求を三分の二で要求したのでしょう。そうでしょう。削られたのでしょう。五つあったその例外として二分の一で……。あなたのほうの予算要求は三分の二でしているでしよう。それが二分の一になったのでしよう。大蔵省主計官、お

りますか。――どうしてこれだけ二分の一にしたのですか。根拠はありますか。

○名本説明員 人口急増地域の消防施設に対しましては、先生おっしゃいますとおり二分の一になつておるわけでございまして、そのほかのところは三分の二で、これだけ、言うならば仲間はずれになつておることは先生のおっしゃるとおりでございますが、人口急増市町村関係、学校につきま

しては児童急増ということになりますけれども、そういうものの補助金のかさ上げについて各種のものを見てまいります場合に、たとえば学校施設、これは通常補助金が二分の一の補助率でござい

ます。これが三分の二に上がつておるといふように、言うならば、先ほど長官がお答えいたしましたとおり一ランク上と申しますと、一ランクというのがどういふふうになつておるかという問題がございまして、よく常識的に考えまして一ランク上というふうな考え方が、一般的に貫かれておるといふのが実情でございます。そして今回やはり文部系統の補助金におきまして、人口急増関係の補助金のかさ上げが一つ行なわ

れておりますが、これは幼稚園でございますが、これは三分の一の補助率でございましたところをやや二分の一というふうにしたところでございませう。そういうふうな全体的な、人口急増地域に對します補助率のかさ上げの幅というものを全体にらみ合わせまして、三分の一から二分の一へかさ上げするというところで、消防庁御当局と御相談申し上げたわけでございます。

○細谷委員 固まっちゃっているから、適当なへ理屈をつけておる。これはみんな理屈にならないのですよ。政務次官、せつかくおやりになるなら、二億六千万円で、法律もちょっと変な形で、予算関係法案でございませうという形で、十七兆円の予算関係法案でございませうと云って、たつた二億六千万円をそこまでするのですね。しかも例外中の例外で、ほかの特例は全部三分の二、ほかの人口急増の学校施設はみんな三分の二です。これだけ二分の一にしている。これほど消防予算というのは軽視されておる、しいたげられておると私は申し上げなければならぬと思うのですよ。

こういう点でひとつ、今回はもう法律が通っちゃったんだからしょうがないけれども、来年は人並みのことをやりますというぐらいなことをここではつきり言ってくださいよ。

○古屋政府委員 人口急増市町村の消防施設の整備費に對する補助率が三分の一から二分の一に上がったが、二分の一では足らぬから三分の二にしるという御意見でございませう。

私も、率直に申し上げまして、消防関係の予算につきましては、現下の社会情勢下における防災の重要性ということからいたしまして、これで十分であるというふうな気持ちは一つも持っておりませうし、むしろたゞいま先生の御叱正がありまして、消防関係につきましては補助費をできるだけたくさん、基準につきましてもあるいは補助率につきましても増加していきたいという気持ちでございませう。ただことは、先ほどからいろいろ長官から申し上げましたような事情で

二分の一に落ちついたということでございますが、将来におきましては、御趣旨の点もございませうので、私も消防全体の、とにかく防災の重要性ということからいたしまして、これを増強していくように努力をしてみたいと思っております。

○細谷委員 長官、この「近代消防」五月号、これはきのう私は手に入れた。もうあなたのところの次長じゃありませんけれども、新次長ここに見えておりますけれども、いままでも審議に参加した山田次長はこう言っているのですよ。「特に人口急増市町村については主な消防施設の補助率を二分の一に引上げたことは消防力の拡充にとつて大きな意味があると思ひます。」二億六千万で大きな意義があるのですか。

そこでお尋ねしたいのですよ。四十九年度の消防予算の特徴をあげてください。

○佐々木政府委員 消防予算ということで、国の消防予算について申しますならば、消防施設関係の補助金について補助基準額を相当に引き上げたという点が一つございませう。それからもう一つ、大震災対策につきましましての補助予算を大幅に増額をしたという点が第二点。それから第三点としましては、消防団員等に對します待遇改善につきましまして、相当額の改定経費を見込んだ、こういうことであらうと思ひます。そのほか交付税の単位費用におきましては、消防職員の充実なりあるいはまた消防施設の整備のための、いわば投資的経費に必要とする部分の減価償却費相当分というもののついて、相当な増額を行なったという点であらうと思ひます。

○細谷委員 消防予算の特徴で、これも山田前次長がこう言っているのだ。消防庁予算が四四・五%という伸びを示したことは先づ特筆すべきことでしょう。四四・五%、確かに国の予算は一九・七%でありますから伸び率は高いわけだ。しかし、一億円が二億円になれば、これは伸び率一〇%だよ。それで、具体的にお願いしますが、今度

の予算を洗つてみましたので、間違つておたらひとつ言つてください。その消防施設の充実というところに特徴を置いたというのでありますけれども、消防ポンプ自動車は、四十九年度では一般の場合では四百十六台減るでしよう。過疎地、離島、沖縄それから同和分、人口急増、全体として三百十五台減ることになってるじゃないですか、予算上は。小型動力ポンプはどうかといひますと、四十八年度に比べて百十三台減るでしよう。消防無線も三百減るでしよう。防火水槽は十八減るでしよう。化学消防ポンプ自動車はほとんど。はしご車が十五台ふえるだけ。これで一体、四四・五%の予算の伸びでありますから特筆大書すべきだと評価できますか。お答えいただきたい。

○佐々木政府委員 予算の伸び率自体で、単に総額の比較に對しての伸び率を見て評価しておるといふわけではございませう。その内容が、私も考へておる予算といふものを実現しておるかどううか、こういう観点で評価すべきであらうといふふうに考へております。

現在の消防施設整備費の補助金は、昨年の予算のときに計上いたしました整備台数というものがから見ますと、たゞいま御指摘のように台数等で減つてゐる面がございませう。ただ、昨年の予算の執行の過程におきまして、現実には各市町村からの補助要求というものが、特にはしご車を中心いたしましたして相当ふえておつた、そういう意味で、予算の内容につきましまして、市町村の施設の要求の実態に合せて操作をしております。それに対しては比較をいたしますならば、それはど大きい変動はないというふうに考へております。昨年の実績に對しまして、消防無線、防火水槽といふものが減つておりますけれども、その他のポンプ自動車関係は、昨年の実績に對しましては、減つておるというふうな状況になつてはおりないのでございませう。

○細谷委員 実績に對して減つちやおらぬと言ひけれども、「全国消防長会報」といふのがありませう。これを読んでみると、ポンプ自動車は、四

十八年度の予算では千五百八十一台、四十九年度では千二百六十台、三百二十一台減ることになるでしよう。小型動力ポンプは、四十八年度は千九百二十五台、四十九年度は千八百十台、百十五台減るでしよう。消防無線というものは、昨年は二千二百二十、四十九年は千八百二十、三百減るでしよう。はしご車は、九十七が百十二になりますから十五ふえます。

そうして、消防白書にも書いてありますように、最近の火事の特徴というのは、人命が失われるといふことと、林野火災がふえておる。その林野火災というのはどういふふうになつてゐるかといひますと、これも数は減つておりませうけれども、ふえたのはどこですか。ふえたのは林野火災工作車がたつた二台ふえるだけ、あと同じですよ。言つてみますと、千五百八十一台のポンプ自動車は千二百六十台で三百二十一台減るということ、絶対数が三〇%減るということですよ。新鋭のに取りかえるからいんだ、三〇%ポンプ自動車が減つても、これで消防体制は整備されたんてかりをせにも言えますか。これは問題です。政務次官、三〇%機械が減つて、これで充実したと言ひますか。もう予算が通つちやつてゐるのだからしょうがない、適当に答えて時間が来れば終わるから、そんなことじゃいけませんよ。どうですか。

○佐々木政府委員 いまのポンプ自動車の例でございませうが、昨年の予算の際には、ポンプ自動車の台数、たゞいま御指摘のとおり千五百八十一台を計上しておつたわけでありませうが、その実績は千五百五十二台でございませう。それに対して本年度見込んでおりますのが千二百六十台ということでございますので、百八十八台の増といふのが実績に對する見込みでございませう。実は、これは市町村の補助金に對する要望の内容が、最近の火災の状況に應じて次第に変わつてきておる、こういう点から見まして、そういう市町村の実際の要求に合せて予算の配分を行なつてゐるわけでございます。そういうことで、昨年は、たとへばはしご車は九十七台を予算として見込んだわけ

ありますけれども、百十一台の実績になつてきた、こういうことで、本年の予算におきましては、しご車を百十二台見込む、こういうようなことにいたしましたのでございます。そういうことで各種類ごとの数量は、昨年の予算対比におきましては若干変動しているというところは、御指摘のとおりでございます。

○細谷委員 私は、予算をたてまえにして議論をしているのであつて、予算と決算は違ふ、こういうことで話をそらしちゃいかぬわけですよ。言つてみれば、九十七台が百何台になつたというところは、市町村の超過負担をやつたのでしよう。一体国のほうでどういう予算措置をしたかということ、四十八年度の予算と四十九年度の予算を比べてみなければ議論になりませんよ。実績はこうでありますからこうなりませんか、そんなことでは話になりません。さつき言つたように、消防自動車ポンプが予算上額よりも実績ははるかに少ない、はしご車が予算よりもふえたと言つて、みんな地方自治体が、補助がない場合には手出しで単独でそういうことをやっている、こういうことからきているわけでありまして、予算を比較しながら議論をしていただきたい、こう思うのです。

そこで、さつきも補助基準の引き上げをやつたと言つてありますが、答えをいただく時間が足りなくなりましたから聞きますが、ポンプ自動車は三〇%、小型動力ポンプは二〇%、防火水槽三〇%、化学車三〇%、はしご車三〇%、これだけ基準を改定いたしましたね。突っ込み加重平均二五・三%、間違ひありませんか。

○佐々木政府委員 突っ込みの計算はいたしておりませんので、合計で二五・三%になるかどうかという点は、ちよつと私どもも数字を合わせかねる次第でございます。

○細谷委員 二五・三というのは、私が計算したのじゃなくて、これにちゃんと書いてあるのだよ。突っ込み加重平均二五・三。去年消防施設が相当値上がりしていると思うのですよ。二五・三ぐらいの正で償えますか。いかがですか。

○佐々木政府委員 基準額のアップによりまして、昭和四十八年の実績を見ますと、昨年実際に買った金額よりははや上回るぐらいの数字になっているというふうに判断しております。

○細谷委員 かつて、消防ポンプの基準額のきめ方で、いわゆる消防関係の製作会社がいろいろな協定をしたとか何とかという問題があつたわけですが、二五・三ではかなりの手出しが起るのではないかと、これははつきりしている。学校や何かは単価の改定で四五%ぐらい上げています。消防はたつた二五%です、全般的には、ポンプなどは三〇%、これでは超過負担が起るのではないかと私は思います。

そこで政務次官、こういうことを洗つていきますと、人口急増地帯について二億六千万円補助はふえましたけれども、大震災の十億円ばかりを取つてみますと、消防力の整備というのは全然行なれておらないで、言つてみますと、三分の一を二分の一にしたという犠牲を、全部その他の市町村の消防力の整備あるいは消防ポンプの台数等を切つて、とにかく人口急増地帯の補助率を特例中の特例の二分の一にしたという結果になつていくわけですよ。そう思いませんか。

○古屋政府委員 人口急増地帯を二分の一にした、少ないながらも二分の一に上げたということと。それから、ただいま消防関係の予算につきまして御指摘がございましたが、大震災対策の十億ちよつとを除けばたいして変わりがありません。ないかという御意見でございます。実はこの予算編成のときにも、私も、微力でございますが、いろいろ大蔵大臣とも折衝いたしまして、消防力の強化につきましては、先ほど申し上げました人命尊重の見地から、特にいまお話しになりました点、先般も小濱委員が御指摘になりました大震災の点につきましても、十億程度のものでございまして、地震の起こつた場合を想定いたしました、そのための最小限度の費用、私は十億でも十分ではないと思うのですが、とりあえず、と

にかく十億の費用をそれに充てる、特に大都市周辺における大震災対策ということで予算をお願いしたわけでございます。

そういう意味におきまして、消防全体としても若干増加していることは数字が示しておりますが、私も、率直に申しますと、たとえば消防ポンプなりあるいははしご車なりというものにつきましては、町村の需要その他を考慮して基準額を三〇%引き上げたわけですが、ただ、ものによりましては、ただいま御指摘になりましたように、一部については地方の需要はるかに多い、こちらで数字をあれしてもまだまだ足らぬというものがございまして、これは来年度は飛躍的な増強をしなければとても需要には応じられないという実情だと、私も率直に考えております。

そういう意味におきまして、全体として消防庁の予算はふえておりますが、私も、先ほど申し上げましたように、消防の予算全体につきましては、人命尊重という見地から私どものなすべき分野は非常に多いが、かたい決意をもつて努力をしたいと思つております。

○細谷委員 後ほいろいろ議論いたしますけれども、消防予算は画期的な伸び率であると言いますが、その内容は、言つてみますと、人口急増の補助率は上がりましたが、これはけっこうでありますけれども、全体としては、消防力の施設の整備どころか、現実には四十九年度は四十八年度より後退するのではないかと、このことを私は憂慮いたしております。今後、こういう心配が起らないようにひとつ善処していただきたい、こう思います。

○佐々木政府委員 賞じゅつ金の金額につきましては、昭和四十九年度より最高額を一千万円まで引き上げるといふ方針でございます。

○細谷委員 現在三百万円の賞じゅつ金を最高限

一千万円に引き上げる、こういうことはけっこうでありますけれども、それはどういう法的根拠に基づいて行なわれるのですか。

○佐々木政府委員 市町村並びに府県の場合におきましては、それぞれの地方団体に於ける条例の規定でございます。また国の場合におきましては、消防表彰規程の改定によつて行なう予定であります。

○細谷委員 消防表彰規程の第五条によるのでしよう。

○佐々木政府委員 そうでございます。

○細谷委員 第五条を読みますと、「災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、」云々と書いてあるわけですが、「災害に際し、」という解釈と運用はどういうことですか。

○佐々木政府委員 この辺の規定の解釈がいろいろ問題になつておるといふ点は御指摘のとおりでございますが、現在、「災害に際し、」というのは、災害現場における事故ということに解釈をいたしております。

○細谷委員 災害現場における事故、いわゆる死亡、そういうものについては一千万円の賞じゅつ金をやる。「災害に際し、」というのはそんな狭いのですかね。従来の解釈というのは、火災ということで消防署を、ブザーとサイレンを鳴らして出発いたします。消防現場に到着いたします。到着いたしましたしてホースで水を吐き出した。それから死んだ場合に賞じゅつ金がくる。けがをした場合に賞じゅつ金がくる。ところが、御承知のように、公務員は出勤途上でも災害補償を受けられるようになったのでしよう。こんなばかなことがありませんか。かつて、たとえばサイレンを鳴らして行きました。ところが十字路のところで、これは急ぐわけでありまして、一分いっときを争うわけでありまして、車がひっくり返りました。無蓋車なんですから、そういうものは災害現場じゃないか死にますよ。そういうものは災害現場じゃないか

ら、これは「災害に際し、」ということに適當しないというわけで賞じゅう金がもらえなかった。政務次官、私は、消防署をサイレンを鳴らして出動したら、現場に到着する到着しないにかかわらず、サイレンを鳴らして行動に入ったら、これはもう災害に際して事故が起った、こういうふうに解釈していただかなければ、消防吏員なり消防団員はたまったものじゃないでしょう。どうなんでしょうか。

○佐々木政府委員 この賞じゅう金の取り扱いにつきましては、同じような内容の支給が警察の場合あるいは消防庁の場合、その他にあるわけですが、この賞じゅう金の性格と、いわゆる公務災害補償との関連をどういふふうに考えるかという問題があるわけでございます。

現在、賞じゅう金は確かに、災害に際して、一身の危険を顧みることなく職務を遂行したことによって死亡し、または廃疾になった場合、そしてそれについてまた功勞があったと認められるという場合に、支給が行なわれるというところになっておるわけでございます。その場合に、一般の公務災害との関係というものをどこで線を切っていくのか、この辺が賞じゅう金の扱いについて、非常にいままだ私どもの事務段階におきまして話のまとまっておらないところでございます。やはり警察の扱い方あるいは消防庁の扱い方といったようなもの、その考え方を合わせていかなければならぬというふうに考えておるわけでありますが、まだこの点の最終的な結論は私も得られておらないわけでございます。

○細谷委員 自賠責だつて金額は五百万になつておるのだが、警察官の場合は、えいやあとやり始めたときに災害に際してですか。どうもたいへんな事故が起ったという形で、あそこで無類漢があらはれている、こういう形で、交番所を出て急いで行った、それはまだ災害に際してじゃないで、犯人とえいやあと打ち合ひとかなり合ひを始めたときに災害に際してですか。どうなんですか。

○佐々木政府委員 警察における取り扱いも、ただいまのような事例の場合には、交番を出ただけでは、「災害に際し、」というふうな取り扱いにはなつておらないようでございます。

○細谷委員 消防の場合は、サイレン鳴らしてからと私は言っているんですよ。これははっきり火災現場に出動するんだ。自動車が行くからひっくり返る、サイレン鳴らしてひっくり返つた、そのために死んだ、これは災害として認めてやらなければならぬやしませんよ。警察官だつて、とにかく強盗が入ったというところで、それに直行しようとしている際に、急いだあまりバイクがひっくり返つたというところだつて、これは賞じゅう金の対象にしてやらなければいかぬと思うのです。政務次官、こんなことで、ホースから水を出し始めなければ賞じゅう金をもらえないというのでは、とてもじゃないが、精神訓話だけではだめなんですよ。どうですか。

○古屋政府委員 ただいまのお話、数年前に私の地元におきまして、消防団員が出動する場合に、団員の事故でない事由によりまして自動車が行きかき返りまして死亡した事故がございました。公務災害にはもちろんなつておりますけれども、ただいまのお話のような消防団員の士氣の高揚、そういう点からいいますと、賞じゅう金の「災害に際し、」という解釈につきましては、ひとつ前向きに検討させていただきます。

○細谷委員 委員長、まあ政務次官は前向きにやると言つておりましたけれど、これは各所で問題が起つておりましたたいへんなことだと思つて、私は、少なくともサイレンを鳴らして消防署を出動したら、もうすでに災害に際して消防署を出動しておりますから、「災害に際し、」という形で賞じゅう金の対象にすべきである、こう思います。委員長は内閣委員会等もやられて、こういう問題については多年の経験者でありますので、ひとつこの時期に、ぜひこれをやはりこの委員会として解決すべきである、と私は強く要請したいと思つておりますが、委員長、一言決意のほどを伺いたい。

○伊能委員長 御希望の向きはよく承りました。した。

○細谷委員 まあ、御希望の向きは了承するということでありまして、政務次官も前向きにということである。これはぜひやっていたいただきたい。ところが抵抗しているの知りませんけれども、大蔵あたりが抵抗しているの知らう。きょう主計官にはあまり聞きませんけれども、こういう問題に関連して、救急業務についてひとつお尋ねしたいのです。

私が消防白書から拾つてみますと、現在救急業務に従事している救急隊員は、一台当たり十・四人おります。四十九年度の交付税では何人見るのですか。九人でしょうか。あと一・四人というのは手出ししないといふことでしょうか。そうじゃないですか。お答えいただきたい。

○佐々木政府委員 ただいまの十・四の数字は、兼務も含めての救急隊の人数でございます。昭和四十九年度、標準団体における救急隊員の数は九人といふことを予定しております。これは専任で九人の計算でございます。

○細谷委員 四十八年度は七人、二人ふやして九人。しかし、兼務だとすぐ逃げますけれども、大体系救急車を動かすには一台六人必要なんです。標準団体は二台でしょう。十二人必要なんです。星夜二十四時間やるわけですから、二台持つておればどう見ても十二人必要なんです。それを現実には地方公共団体でもそれまでの負担はできませんから、十・四人といふことになっております。交付税は七人が九人になったのですから前進したことは認めますけれども、これでは十分じゃありませんね。あえて超過負担を強要しながら救急業務をやらしておる、こういうことになるじゃないですか。どうですか。

○佐々木政府委員 現在、標準団体における救急隊の基準は一隊でございます。したがって、一週休を含みますが、七人で一隊を維持するというのが通常でございますが、現在の救急需要の様子が見ますと、標準団体におきましては二隊を設置すべき時期に来ておるといふような実績の見通しがございまして、ここ二、三年のうちに、標準団体において二隊を設置するようにいたしたい、こういうことで、これは初年度といふことで二名の増員を見込んだ、こういう数字でございます。

○細谷委員 消防法によりまして救急業務が行なわれ始めたときは、交付税では救急隊員二名から二名からスタートしたわけだ。標準団体二名からスタートしました。それが今度七名から九名になるわけでありまして、逐次財源措置が行なわれていくことは認めますけれども、二隊といふことになりまして、これは不十分であることは明白であります。ですから、これも不十分であると申し上げる以外にないと思つてます。

そこで、私は一つお尋ねしたいのでありますけれども、高道路救急業務研究会が昨年の十二月二十一日に中間答申をして、ことしの三月十五日に報告書を出しましたね。いわゆる全国にいま網を張りめぐらそうとする高道路救急自動車道、この救急業務についてどこが責任を持つのですか、お答えいただけます。

○佐々木政府委員 答申の考え方は、高道路自動車道道のいわば管理者としての日本道路公団、それから消防法の規定によつて救急業務をその行政として行なうべき市町村、この両者の共同責任で実施をする、こういう考え方をとつておるわけでありまして、私もそのように考えております。

○細谷委員 道路公団あるいは建設省にお尋ねいたしますが、一体高道路救急自動車道に対してどういふ救急体制をとつておるのですか、あるいはとらうとしておるのですか。

○中村説明員 いま御質問がございましたように、四十九年の三月十五日に「救急業務に関する調査研究報告書」というのが出ております。これによりまして、エッセンスだけを申し上げますと、大体高道路自動車道は区間が四十キロほどでございます。四十キロほどある区間については、

○中村説明員　まず、最初の御質問でございますが、なるほど現在の交通安全基本計画の中には、「道路公団が道路交通管理業務と二元的に自主救急として処理する」ということがございまして、三月十五日の研究報告書の中にも確かにそういう文句がございます。この研究報告書によりまして、ちょっとくどいようでございますが、「道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有する」云々ということがございまして、先ほど長官がお答えになったように、いわゆる消防法上の市町村の救急という立場と、それから公団の自主救急と

申し上げたように十一月十六日に開通したわけですよ。その救急体制を調べてみますと、どういうことになっておるかという、久留米の救急隊の受け持ちは久留米から佐賀県の鳥栖の間の片側ですよ。片側、上りです。いいですか。鳥栖のほうから久留米のほうに下ってくる片側はどこでやるかというと、これは鳥栖の消防署がやるのですよ。それから久留米から八女のほうはどうなっているかといいますと、八女のほうから久留米のほうに上るところは八女の消防署がやるのです。久留米のほうから八女のほうに下る片側は久留米が持つのですよ。いいですか。その次に八女と南関のインターチェンジの間はどうかといいますと、

は、公団がそういう自主救急体制を拒否した、こういう点から起こっているわけですよ。この事態、御存じですか。御存じだとすれば許されないことでありますから、早急に改めていただきたい。いかがでしょう。

○佐々木政府委員　ただいまの九州の自動車道につきましても、救急の問題は、先ほどの中間答申というあの中間答申の原則からすれば、公団が自主救急をすべき地域に該当しているわけでありまして、けれども、これは地元インターチェンジ所在市町村との話し合いによりまして、インターチェンジ所在市町村が救急業務を行なうという場合におきましては、インターチェンジ所在市町村の消防署

公団が拒否したからこうなっているのですよ。そして上下分割、こういうかっこうになっているわけですね。そしてかりに救急出動いたしますと、一番不安内なよそのところの病院に運ばなければいかぬ。あるところで救急病院が返上していいかぬ。こういう事態では、これは救急体制が一応整っているなんということはかりすめにも言えません。消防庁長官は調べて結論だけで言っておりませんけれども、建設省、公団、こういう事態ではどうにもなりませんので、ひとつ善処方を強く要請をしておきたい、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○中村説明員 確かに、高速道路は上下分離とい

そこで、きょうは次に進みます。

消防庁長官にお尋ねいたしますが、昨年の十二月十日、全国消防長会から、大洋デパートの事故にかんがみまして、こういう点について消防法を改正していただきたい、こういう十四項目の申し入れがあったはずであります。御存じですか。

○佐々木政府委員 全国消防長会からの要望事項は、私も伺っております。

○細谷委員 知っているならば、長官、その全国消防長会——この消防長会というのは、日本で一番経験豊かな権威ある会議であろうと私は思うのです。その会議が十四項目にわたって、大洋デパートの経験からこうすべきであるということを書いておられます。それが今度の法改正の中において、あるいは建設省の建築基準法の改正の中においてどの程度実現いたしておりますか、お答えいただけますか。

○佐々木政府委員 全国消防長会からの要望事項は、ほとんどが建築基準法関係の法令改正の要望でございます。

この要望の中には、建築基準法自体の、法律自体の改正によりまして措置すべき部分と、それから政令あるいは省令の規定によって措置されるべき部分というものがございまして、まだ政省令段階につきましては現在いろいろ協議中でございます。法律段階のものは、必要なものは、防火区画の設置でありますとか、あるいは避難階段の設置等につきましては、今回の法令改正として提案されておりますが、そのほかは、法律の規定に基づく政令段階の協議になると思います。私も一応この全国消防長会の要望というものを前提にしながら、現在建設省と打ち合わせ中でございます。

○細谷委員 全国消防長会が十四項目の要求をいたしました。この十四項目のうち、政令で解決できるものはどれとどれですか。

○佐々木政府委員 項目が非常に多いでございますが、政令の改正によるものは、まず一つが、不特定多数の者を収容する建築物におきましては、そ

の用途、規模に応じた一定の広さの屋上広場を設けさせる、そしてヘリコプターの接近を阻害する工作物を設けさせないという点、これが政令事項。

それから第二点が、避難階段につきましては、屋外階段または特別階段の構造として、これらは売り場に面して設けることとされたい、こういう要望でございます。これも政令事項。

それから、百貨店の各階にはバルコニー等の設置を規定してもらいたい、これは新たな規定でありますけれども、これもこれからの処理の問題でございます。

それから、百貨店については内装制限の緩和を認めないという点、これも政令事項でございます。

それから、百貨店の売り場は十一階以上または三十一メートルをこえる階には売り場を設けさせない、これも新しい規定であります。政令の事項でございます。

それから、百貨店の各階の階段直近の外壁には、避難上有効な採光窓を設けることとしてもらいたい、これも政令事項。

それから、百貨店に設ける階段については、建築形態によって偏在しないように配置をするようにしてほしいという点でございます。これも政令事項です。

それから、階段の最上部分はすべて屋上に通じさせるとか、いわば外気に開放するような形のものにしてもらいたい、こういうような事項でございます。

それから、排煙設備あるいは避難階段その他現在の規定の適及適用の関係がございまして、これは法律と政令に分かれてまいります。

それから、階段に付設している部屋で外気に向かつて開くことができる窓を有しているものについては、特別避難階段から除外をする、これも政令事項でございます。

あと、政令でまだ話し合い中のものは、道路上の連絡階段、これについての許可の取り扱いを緩和

和をする、これは政令の取り扱いの問題でございます。

大体以上のようなものが、現在政省令の事項としてこれから協議する段階のものでございます。

○細谷委員 いまよくどと言われたわけですが、お聞きしておりますと、ほとんど全部政令のようですね。あなたのほうからもちつたので、消防長会の見解というのをどのくらい今度の法改正、政令改正等で実現するかといったところ、この十四項目のうち、大体私の見たところでは一つ半くらいしかないので、いまおっしゃったように、ほとんど全部政令で片づきますか。重要な点であります。あなたのほうの資料をせつかう。

ただいた、「全消防長会からの要望事項に対する処理状況」あなたのほうで○のついたのはたつた一つしかないのだよ。なるほどこの十番目の適及問題については政令と法律がありますからいいわけですが、○のついたのはほんのわずかで、あとみんな×じゃないですか。いまあなたのことを聞きますと、大体ほとんど政令でいっちゃう。ほんとうですか。きょうは時間がありませんから具体的に聞くのをやめますけれども、信じてよろしいですか。

○佐々木政府委員 ただいま申しましたように、私どものほうの資料で差し上げております、いわば×のついております事項は政令事項でございます。これは今後建設省のほうと十分打ち合わせをして、その実現をお願いしていく事項でございます。すべてが完全な政令の改正になるか、あるいはある部分につきましては行政指導という形でやるか、この辺はもう少し話を詰めて、その実現方を強く要請していきたいというふうに考えております。

○細谷委員 私は、なるほどこの十四項目は政令で片づく部分も多いけれども、法律改正をしなければならぬものもある。たとえばこの十二の、防火、防煙性能に対して消防庁長官の意見を聞くようにしていただきたい、これはやはり法律でなければならぬですね。防火、防煙性能とい

うことになると、これは意見を聞かなければならぬ。あるいは排煙設備、こういうものも、これはやはり法律で規定をしなければならぬと思うのです。

そういう場合に、建設省もおいでいただいておりますけれども、まあ住宅関係の専門じゃありませんけれども、私はこの建築基準法というものは、それはもう権威あるものとして認めますけれども、建築基準法でどんどんどんどん経済ベースで建物が建っていく。これは佐藤委員からも質問がありました。ところが、防火上あるいは人命救助、こういう観点からは全く対策は講じられておらない、自治大臣の意見を述べることも法律的に保証されておらない、こういうところに私は問題があると思うのです。でありますから、佐藤委員が質問したように、とにかくはしご車が居かないところはもうどうにもならぬ、こういう現況であります。少なくとも、こういう建物を建てるのだというのには建築基準法で建築士の問題でありますけれども、それが防火上、人命を尊重するというサイドから消防庁として許せるものかどうか、こういう点についてのチェック、意見を述べることを法的に確立する必要があると私は思うのです。

こういう点について、自治大臣においでいただきましたが、今度のやつはその点においてはきわめて不十分であります。千日デパートの経験にかんがみて法律を改正したけれども、それが大洋デパートには効果がなかった。大洋デパートの経験にかんがみて法律を改正したけれどもまた効果がありません、こういうことになると私は思うのであります。この点について、自治大臣の御決意のほどをひとつ伺っておきたいと思うのです。

○町村国務大臣 このたびの建築基準法の改正の問題に関連をいたしまして、ただいま御指摘がございましたように、いわば非常に高層建築で、消防のしご車といったようなものが全く用をなさないというような建築が、確かに現在すでにでき上がっております。これは御指摘のとおりでございま

す。そういうものに対して、消防に責任を持つ消防庁として、一体これにどういう対処のしかたをしているのか、無責任じゃないかといったような意味の御指摘であった、こういうふうには伺ったのでございます。

この点については、すでに消防庁長官からもお答えを申し上げておることかと思いますが、消防上の意見については、建築基準法で建築の許可をいたしまする場合にも、その建物について消防上安全を期する点については、当然消防庁の意見というものが反映される余地が十分でございまして、かように実は私は承知をいたしておったのでございます。ただ、いま御指摘のように、単に意見を述べてもそれが十分に反映できないということになりますれば、実効があがらないということになってしまふことも明らかでございます。この点は、私も、今回の大津デパートの大きな被害に顧みて、建築基準法の改正も行ない、同時に消防法の改正も行なう、そしてこういった問題にひとつできるだけ対処をしたい、ということを実は考えて、今回の改正を企図することになったのであります。

ただ、御指摘もございましたが、やはり今回の場合、私も、不特定多数の人の入るいわゆるデパートであるとか地下街であるとか、そういうものを主として考えるということに相なりましたために、いままですでに高層建築が許可になっておるものに対しては、特にこの際としては新たな立法的措置をするということにはならなかつた。私は承知をいたしておるわけでございます。この点はなお法的にも不十分な点があるが、存在をしておるのではないかと思ひます。これはさらに今後の問題としてひとつ十分検討をさせていたかなければならぬのではないかと、こう考えておる次第でございます。

○細谷委員 大臣、建物については、消防専門家の意見というのはほとんど入らないのです。それなれるがゆえに、消防設備士というのが法律で制定される際の、四十八国会の地方行政委員会でも

附帯決議をつけておるわけです。読んでみますと、「消防設備士の業務に消防用設備等の設計監理を加えるなどその業務範囲を明確にすること。」四十八国会以来今日もう十年になんといたしますけれども、一歩も進んでおりません。国会の意見というものを全く軽視しております。その責任はやはり消防庁にあると私は思ふんです。

かつてこの問題は、東京都の条例で消防設備士というのがありました。そして消防設備士は、東京都の条例の中では、設計の問題、消防上この設計でいいか悪いかについて意見を述べることができるようになっておりました。ところが、今度は法律のほうで、消防法の中で設備士というのができて、設計にはものを言えないということになりました。それから、東京都の条例は自治法の十四条の規定によつてバアになったわけですよ。それを受けて、それではいかぬということで、地方行政委員会でもこういう附帯決議をいたしたわけでありまして。

ところが今日、十年を経過いたしました。一つも進んでおりません。こういうことでは、何べんやってもこう繰り返しの消防法の改正にすぎぬ、建築基準法の改正にすぎぬ、災害は必ず起こる、こういうことだと私は思ふのです。こういう点について、適切なこととはではありませんが、自治大臣と消防庁長官は、消防のためにはき然たる態度でがんばっていただきたい、主張していただきたい。そういう意味で、ひとつふんどしを締め直して、人命を守るという消防法一条の目的を達成するためにがんばっていただきたいということ、を、強く要望しておきたいと思ひます。

あと、時間がありませぬから、一つについて御質問したいと思います。

今度の改正で、石油パイプラインについて、いわゆる移送取り扱いについての規定が盛り込まれております。これについて幾つかの点で質問をいたしたいと思ふのであります。

今度の移送取扱所の許可権については、二つ以上の市町村に対しては県知事が許可権限を持つこ

とになりました。二つ以上の都道府県にわたる場合には自治大臣が許可を与えることになりました。この問題は、パイプラインの広域化、こういう点からいって私は常識的には考えられますけれども、この際お尋ねしておきたい点は、消防組織法第十九条との関係はどうなっているのか。消防組織法第六条との関係は一体どうなるのか。消防の原則は市町村の消防であります。市町村の消防の原則というものは、消防庁長官といえども、県知事といえども、その「運営管理又は行政管理に服することはない」と、びしゃつと言つておるわけですね。こういう消防組織法のたてまえとどういう関係になるのか、これをひとつ明らかにしておいていただきたい、こう思ひます。

○佐々木政府委員 危険物の規制の一環として、パイプライン関係の規制が規定されておるわけでありまして。この危険物の取り扱いにつきましましては、国の事務を地方に委任をしているという法律構成をとつておるわけでありまして、そういうことから、国の事務を市町村あるいは府県にどういう形で行なわせるか、こういう関係の規定であるというふうにご考へております。

○細谷委員 そうなつてまいりますと、今度のこのパイプラインの事業法の適用除外になつた十五キロ以下あるいは自家用のものについては、許可権限というものが県知事と自治大臣になつたわけでありまして、消防組織法の例外として行なうのか。あるいは原則なんですか例外規定なんですか、どちらなんですか、お答えいただきたい。

○佐々木政府委員 消防法の規定に基づくパイプラインというものは、石油パイプライン事業法の対象にならないパイプラインということでございます。ですから、まずほとんど多くのものは同一の市町村内のパイプラインであることが多いだろうというふうにご考へますけれども、そのパイプラインの施設の性格上、二以上の市町村にまたがるものもあるわけでありまして、そういうことで、その許可行政庁を、原則は市町村であるけれども、そうしたパイプラインの敷設の状況に応じて、

府県知事あるいは自治大臣というものを許可行政庁にしたというところでございます。

○細谷委員 消防組織法第十九条に基づいて、そういうような消防署を持つ市町村長が、これで安全であるということで、知事等の指導、助言は仰ぐにしても、そこを通る市町村長が責任を持つて許可権を与えるということはどうしていかぬのですか。この許可権というものを、消防法十一條に基づく危険物についての取り扱いを、市町村長の権限からはずして県知事と自治大臣に吸ひ上げていた、これはそれだけの説明でははつきりしません。どうですか。

○佐々木政府委員 同一の対象物につきまして許可行政庁が二つ以上あるというような場合におきましては、当然にその間の意見の調整の権限を持つものをまたきめておかなければならないというふうな問題も出てまいらるわけでありまして。そういう点からいいますと、やはり同一の対象物については単一の行政庁が許可を与えるということが、国民の側からいたしましても便宜であるというふうにご考へられるわけでありまして、その場合におきまして、各関係の市町村の意見というものは、知事なり自治大臣の許可に際して十分反映するように、法律におきましてもそれを予定しながら規定を設けたわけでございます。

○細谷委員 自治大臣なり知事が、それじゃパイプラインという危険物の取り扱いについて権限を持つておるのかといふと、これは火事が起こつたら消防の問題になるわけですね。たとえばパイプライン事業法第四十條では、国鉄のパイプラインについては十五キロ以下と同じように適用除外です。自家用の移送取扱所と同じように適用除外。この場合には、自治大臣は、どういふふうにご設計されて、どういふふうにごパイプされて、どういふふうな基準に基づいてパイプラインができるかといふことを知らないで、ただ保安だけについて意見を聞くなどというところになつておるでしょう。こんなことでやれますか。責任持てますか。都市消防問題研究会でも、「防災都市づくり

のための積極的作用について」という報告を出しているんだけれども、石油パイプライン事業については、基本計画の許可について自治大臣と知事は関与しないでしょう。そうして、工事検査と保安検査だけは自治大臣の権限でしょう。パイプラインの事業法ではそう書いてある。適用除外のこういう問題についてもそういうことになりまう。これで自治大臣が保安上の責任が負えますか。この研究会でもそういう点を指摘しているでしょう。

○永瀬説明員 石油パイプライン事業法が制定されます際の各省庁間の折衝、協議の際におきまして、基本計画というものは、国全体のパイプラインをどういうぐあいに敷くかということについての考え方をごいまして、どこからどこまで、起点、終点及びおまる経過地を明らかにする程度の計画でございまして、具体的にどの場所のどの道路をどういうぐあいに通っていくかということについては工事計画で出てくる。したがって、基本計画については意見を申し出る範囲で十分であるという考え方ではまともなわけではございません。

○細谷委員 予防課長、成田の空港へのパイプラインをつくるときはパイプライン事業法ができておらなかったでしょう。そのときは法律がありましたが、ないでしよう。ない前にやったのでしよう、新空港へのパイプラインは、そうでしょう。その際にあなたが、この間予算委員会の答弁を見ますと、そのパイプラインの保安上の問題について、これは消防庁の非常に重要な問題点だということを書いてあるじゃないですか。議事録を持ってきたんですよ。そうじゃないですか。お答えいただきたい。

○永瀬説明員 成田の、千葉から成田まで送り出す、いわゆる本格ラインと申しておりますパイプラインにつきましましては、当時まだ石油パイプライン事業法が公布施行されておりました時期に計画がなされてまいりましたわけではございません。ただ、私もこの前申し上げましたが、いつあのライン

が正式に始まったかとはなかなか正確なところばかりではありませんが、当時の考え方といたしましては、消防法の適用はあるという考え方であったわけではございません。ただ、この違反処理という面につきましましては、この前もお答え申し上げましたとおり、いろいろ意見がございましたので、まだ違反処理をするところまでは当時達していませんでした。

○細谷委員 それはあなた、違反処理をするまでに至っておられぬと言われども、予算委員会の議事録を見ますと、運輸大臣は、申しわけありませんでしたというところが議事録に出ていないじゃないですか。何で自分の権限を、消防庁の問題を放棄するのですか。そういう消極的な態度でありますか。自治大臣がどう言おうと、建築基準法との問題あるいは運輸省との問題、そういう問題については、消防庁の本来やるべき職務を果たすことができない。それほど消極的な態度なんですよ。時間がありませんからそれ以上言わねえです。

そこで、私はお尋ねしたいのでありますけれども、今度危険物移送取扱所の処理については、その技術基準というものは何によってつくるのですか。自治省令で定めるといふことであります。石油パイプライン事業法の技術基準に基づきますか。その辺、どうですか。

○佐々木政府委員 現在、省令並びに告示の準備をしておりますけれども、大体石油パイプライン事業法の規制に準拠して制定する方針でございます。

○細谷委員 石油パイプライン事業法の政令から省令といふのを私はずっと調べてみたのです。これでいいじゃないとおもいませんか。なお欠陥があると思ひになる点はありませんか。いかがですか。

○永瀬説明員 この内容につきましては、パイプラインの構造、安全関係の専門家も入って、その意見も聞いて定められた経緯もございまして、これに従っておれば一応安全であると考えております。

○細谷委員 それでは具体的にお尋ねしますが、ここに政令、省令に基づいて技術基準を定める告示があります。その告示の二十二条、「工作物に対する水平距離等」工作物に対する水平距離というものは、建物に対し水平距離で一・五メートルあればいいというのですよ。一・五メートルということと実験をやったから、一瞬にして燃えてしまったでしょう。一・五メートルのところが建物は無視するのですか。この間こういう問題について沿道の住民が千葉地裁に仮処分申請を出したでしょう。そのときに千葉地裁は、とにかく千メートル以内は危険でありますからそういう訴訟をやる権限がありますということ、仮処分を認めたでしょう。実験の結果も、一・五メートルはあぶないということがわかっていいます。でありますから、少なくとも消防のサイドで、その専門家でありますから、一・五メートル、告示の二十二条では不十分であると私は思うのです。改めませんか。

○永瀬説明員 先生お尋ねの工作物からの一・五メートルという距離は、地下に埋設されましたパイプと他の工作物との間の距離のことでございます。なお、実験は、先生御指摘のように、過去、行なわれたことがございます。この場合は、パイプそのものは非常に性能のいい、かつ厚いパイプを使うことになっておりますが、もし万が一それが割れた場合にどうなるかということから、傷をつくらせておきまして、そしてそれに圧力をかけて漏洩させたわけではございません。そのような破損が起るとは普通では考えられないのではございませうけれども、一応漏れた場合の広がりのようになるのを測定するための実験でございまして、当時の実験のあとの反省会でも、一応その基準で十分であろうという結論を四省庁間では得たようでございますので、私も、現段階ではそれを踏襲したいと考えております。

○細谷委員 そんなこと言ったって、一・五メートルという告示二十二条に基づいて実験してみたら、国会議員も立ち会っているのですよ。ものごと燃えた。これは実績でしょう。それを踏襲するといふのもおかしいでしょう。少なくとも今度は消防庁が専管のパイプ事業法の適用以外の十五キロ以下あるいは自家用の移送取扱所についてやるわけでありまして、こういう問題についてもきちんとひとつ調査して、自治省令で責任ある技術基準を設定していただかなければならぬ。こういうことを、予防課長ばかりではなくて、大臣や消防庁長官、こんなことは技術上の問題でおれば知らぬなどということではだめですよ。もう一つお尋ねしますが、漏洩の拡散防止措置でありますけれども、これは省令二十三条で、告示で定めるところ以外には必要ない、こういうことをやる検知用の管、これも地下水等が入ってきまうと検知できなくなりますが、平地ならともかくとして、そしてそれをずっと防護する装置がなければ、せっかくの輸送管とそれから検知用のパイプを張っても意味ない。しかも、その検知用のパイプというのはビニールパイプでやる。こんなことではどうにもならぬと私は思うのです。こういう点、どうですか。

○永瀬説明員 お尋ねの防護装置あるいは検知用の管の関係でございますが、先生御指摘のように、あるいは極端な地形の場合、傾斜地等で、かつ水位が高い場合に、傾斜に沿ってうまいぐあいに油が流れてまいりませんで検知できないということはあるかと思ひますが、このパイプの防護措置については、諸外国でもまだこれという方法が実は固まっておらず、いろいろ国内の技術を集めて検討いたしてまいっております。その告示の中で、現在大体これならと思はれる工法がとられておりますが、今後、未経験なこととございまして、なお外国の資料その他を取り寄せつつ検討をした上、不十分である場合はそれを直していくという考え方を、それについては持っております。

○細谷委員 成田空港に送る石油のパイプラインの圧力は、どのくらいで送るのですか。

○永瀬説明員 圧力は九・七キロを予定しております。

○細谷委員 そうすると、パイプの内圧はどのくらいまでテストするのですか。三十気圧くらいでやるのですか。

○永瀬説明員 パイプのテストは、七十五キロのテストを行っております。

○細谷委員 輸送する油の圧力が九・七。そうすると、もしパイプが破れたら油はどのくらいの距離を飛ばしますか。約十キロの圧力で送っている油が、途中、パイプが破れたらどのくらい油は吹っ飛びますか。

○永瀬説明員 九・七キロの輸送圧に對しまして、パイプそのものはいま申しましたように非常に高いテストをいたしておりますから、まず漏れることはないと思いますが、いままでの実験からいいますと、地中に埋まっていれば、特に二メートル近く埋まっております場合は、九・七キロで漏れましても地上に吹き上げないで、地中で油の拡散があるという程度でとまっております。

○細谷委員 理屈が合わないです。二メートルの深さに埋めたと、大体において土の圧力はどのくらいかといいますが、比重にもよりますけれども、〇・二気圧くらいの圧しかありませんから、十キロの油が吹き上げたらそんなのは突破してしまいます。理屈上は一気圧で十メートル上がるわけですから、大体において七十メートルぐらいいつ飛びます。パイプはなるほど十分な内圧試験をするでありましようけれども、もしもつぎ目が破れたら五十メートルか七十メートルぐらいいは石油が吹っ飛びます。理屈上そういうことでは。これは物理の初歩です。そうじゃないですか。どうですか、間違いないですか。

○永瀬説明員 先生おっしゃいますとおり、計算上はさうなことに相なるかと思いますが、ただ、パイプがきれいにすばんと割れてしまふというところを予想いたしますと、土圧をはねのけて上へ上がるのは、十キロでございますと七十メートルぐらいい上がることは考えられますけれども、そこまでパイプが剪断してばかんと割れて大きな穴をあけるといふことは、溶接部分の検査等も十分に行ないたい関係上、実際にはそういう事態になることはないだろうと考えられております。

○細谷委員 溶接部分は十分にやると言うのだから、私は溶接を心配しているわけだ。溶接は一重壁の撮影をするのですか、二重壁の撮影でやるのですか。どっちですか。

○永瀬説明員 溶接は二重でやる予定でございます。

○細谷委員 空港公団、二重壁撮影でやりますか。そうじゃないでしよう。一重壁でやっているんじゃないの。はっきりしてください。

○松本説明員 成田の現在の暫定パイプラインのエックス線の試験は、二重のほうでやっております。

○細谷委員 二重では困るわけですよ。二重はそれだけ正確なんです。やはり安全性をとるためには、パイプの外からとるのではなくて、手前のほうに二重ではいけぬわけですよ。やっぱり一重壁の撮影をしてもらわなければいけません。この専門家の意見です。こういう点も改めていただかなければならぬと私は思うのです。私は、いま幾つかの例をあげました。時間も来ておりますからこれでやしませんけれども、そういう意味におきまして、残念ながら告示自体も不明の点があります。たとえば諸外国では、地下水に対する影響等では、スイスあたりでは根本的な地下水の調査をやった上でパイプラインをきめていくわけですよ。そういうこともやらなければ、そしてこの技術基準は告示に示したとおりでございますと言われますと、私がいま幾つか指摘した点で問題があるわけですよ。そういう点で、少なくとも消防庁が、この石油パイプライン事業法適用以外のものについては責任を持つことになったわけでありまして、しかも市町村長の許可権ではないかぬ、もっと權威ある、知事が自治大臣の許可にしようなんというところまで消防法の原則を踏みにじってやる決意をした以上は、安心できるような技術基準をきめていただかなければいかぬ。とにかく、運輸省がきめた、建設省がきめた、新空港公団がきめた技術基準だけで押し通すわけにいかぬ。はつきりわかっている欠陥は、ひとつそちらのほうもこういふうちに改めたいただきたいということを積極的指示していただかなければならぬ、こう思うのです。こういう点について、長官と大臣の御決意のほどをひとつお聞きしたいと思っております。

○佐々木政府委員 私どものほうの省令、告示も近く出さなければならぬことになっておるわけでありまして、確かに、このパイプラインにつきまして、まだ十分な検討が済まされない、未知の部分もあるだろうというふうに考えるわけでありまして、さらにこの点につきましてはこれから常に再検討を行ないながら、万全なものに切りかえていくということをこれからもやっていきたいというふうに考えております。

○細谷委員 大臣、おことはもう長官で代理してしまつたと思うのですけれども、最後に一言、私は、消防の問題についてはやはり専門家である消防庁が、人命を守る、人の財産を守っていくという消防法の一の目的を達成するためには、もっと積極的な姿勢で取り組んでいただかなければならぬ、こう思うのです。今日までの中央の、消防庁の消極的な、縦割りの行政の弊害をそのまま消防問題に持ち込んでおる、そういう消極的な態度が、私は大層デパートのああいふ惨事を生じた一つの原因だと思ふ。消防庁がそういう消極的な態度でありますから、熊本の消防長は、あの大洋デパートがいろいろ消防の違反を犯しておる、こういう点が設備上十分だということを知らぬが、それをようやり切らなかつた。でありますから、忠告もした、あるいは勧告もしたでありますけれども、それを検分もしないし、チェックもしなかつた。そこでああいふ大事に至つた。これ

はある意味では、消極的な態度が、ことばを変えていいますと、そういう大層デパートとなれ合いになつたところから、ああいふ事故が起つたと言つても差しつかえないと私は思う。そういう点でも、こういう時期においても消防庁は積極的に、消防のことについては他省をリードする、そういう決意で取り組んでいただかなければならぬと思ふのです。大臣、いかがですか。

○町村国務大臣 先ほど来いろいろな角度から、消防庁と申しましようか、そういうものの根本的な態度なり考え方についての御指摘をいただいたわけでございますが、確かに、最近における非常な高層の建築物、あるいはまた産業にいたしましてもきわめて危険な産業というものも次第にふえてきておる。そういうものに対処して、消防が国民の生命、財産の安全を守ることについて、私、かなり努力はしてきたと思ふけれども、いま御指摘を伺つてみて、なおまだ足らざるところが確かにあつたのじゃないかという感じが私どももいたします。

いよいよこれからむずかしい、きわめて危険な産業というふうなものがますますこれからふえてまいるわけでございますから、その場合、常に人命の安全を守るといふ消防的な見地というものが、そういったものの施設が行なわれる場合には十分反映できるようにするといふ基本的な態度がたいへん私は大事だと思ふのであります。従来もそういう点は努力はしてき、あるいは十分配慮はいたしてまいつたかと思ひますけれども、御指摘を受けて、必ずしもまだ十分でないところがあるようにも感じますので、今後はそれらの点、さらにひとつ十分注意をいたし、関係省との間にも、そういう点についてはもっと消防的な見地というものが十分重視をされるというふうな体制を、ほんとうにつくり上げていかなければならぬのではないかと、これを私も深く感じました次第であります。その点は、今後ひとつ一そう努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○細谷委員 終わります。

○伊能委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○伊能委員長 これより討論に入るのであります。別により討論の申し出もありません。

○伊能委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伊能委員長 ただいま議決いたしました法律案に対して、中山利生君、佐藤敬治君、三谷秀治君、小濱新次君及び折小野良一君から、五派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。中山利生君。

○中山(利)委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派を代表いたしまして、消防法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における火災その他の災害の実態にかんがみ、消防体制の近代化と消防力の充実強化をはかるため、左の諸点につき、すみやかにその実現を期すべきである。

一 高層建築物、地下街、複合用途建築物等多数の者が出入する施設について、火災予防および火災時における人命安全に万全を期するため、防火管理体制の強化、避難施設の充実および救助体制の整備強化をはかるとともに

に、防火管理上の違反および消防用設備等の設置義務違反については、強力な是正措置を講ずること。

なお、既存の不適合防火対象物に対する消防用設備等の適及適用の猶予期間における防火体制については、消防機関による指導を強化すること。

二 石油コンビナート地帯等における火災等の災害を防止するため、事故防止責任に関する企業の自覚を徹底させ、事故発生防止措置と自衛消防力の強化を推進するとともに、あわせて予防行政の徹底を期するため、専門的知識を有する消防関係職員の確保および現地消防機関に対する技術指導体制の強化をはかること。

なお、石油コンビナート地帯等災害発生源の所在する市町村に対しては、十分な補助措置を講ずること。

三 自家用パイプライン等消防法適用のパイプライン施設等の設置ならびに災害発生時における応急措置等については、公共の安全を確保するため、万全の対策を講ずること。

四 地震による被害の防止と軽減をはかるため、消火体制、避難体制および情報の収集伝達体制の整備強化を促進すること。

五 交通事故をはじめとする各種災害の増大に対処するため、救急車の増強等救急搬送体制の一層の充実をはかるとともに、救急医療機関の拡充等救急医療体制の強化をはかると。

六 消防施設等整備費補助金の拡充強化および消防費にかかる地方交付税措置の充実をはかること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ、皆さまの御賛同をお願い申し上げます。

○伊能委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立総員。よって、中山利生君外四名提出の動議のごとく、附帯決議を付することと決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村自治大臣。

○町村国務大臣 ただいまいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、その実現に努力いたしたいと存じます。

○伊能委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 内閣提出にかかる昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び井岡大治君外三名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○伊能委員長 まず、両案について、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。町村自治大臣。

○町村国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

政府は、恩給年額の増額をはかるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い、地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の算定方法の改善、退職年金等のうち低額なものの年金額の引き上げ、遺族年金の扶養加算制度の創設及び短期給付の任意継続制度の創設等の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の算定方法について、地方公務員共済組合が支給する年金の算定方法に準ずる措置を講ずる必要があり、この法律案を提出いたしました理由であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項のうち恩給制度の改正に伴うものについてであります。

その一は、恩給年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の額について増額することとしております。すなわち、昭和四十七年度以前の退職にかかるとし、加えて、昭和四十四年度以前の退職にかかるとし、加えて、退職時期の区分により恩給水準と公務員給与水準との格差を是正する措置を講じ、その改定された退職年金等を昭和四十九年十月分から支給することとしております。

その二は、恩給における最低保障額の引き上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低

保障額を引き上げることの措置を講ずることとしております。

その三は、恩給における増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃族年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることの措置を講ずることとしております。

その四は、年金条例職員期間等を有する七十歳以上の高齢者等に支給する年金について、その額の算定の基礎となる期間に職務加算等の期間を加える措置及びその額に最短期間年金をこえる年数一年について、給料年額の三百分の一に相当する額を加える措置を講ずることとしております。

その五は、以上の措置のほか、外国政府等の在職期間の通算条件の緩和及び教育公務員の勤続加給の改善等の措置を講ずることとしております。

第二は、その他の地方公務員共済組合制度の改正に関する事項であります。

その一は、長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料について、従来、退職前三年間における掛け金の標準となつた給料により算定することとなつておりましたが、これを退職前一年間における掛け金の標準となつた給料により算定することとしております。

その二は、退職年金の年金額の算定にあつて、現行の算定方式により算定した額が通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した金額に満たないときは、その金額によることにより低額年金の額の引き上げをはかることとし、廃族年金及び遺族年金についても、これと同様の措置を講ずることとしております。

その三は、妻または子に対する遺族年金について、新たに扶養加算制度を設けることとしております。

その四は、組合員がその資格を喪失した後、一定の期間内に、引き続き短期給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、資格喪失後一年間に限り、任意継続組合員として、短期給付を受けることができるものとしております。

その五は、短期給付制度を適用しない組合が行

なう福祉事業について、その費用に充てるための掛け金及び負担金の額についての特例を定めることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。すなわち、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の算定方法について、地方公務員共済組合が支給する年金の算定方法に準ずる等の措置を講ずることとしております。

以上が、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 次は、井岡大治君。

○井岡議員 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表して、提案の理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

最近の異常な物価上昇は、狂乱物価、投機物価といわれ、卸売り物価、消費者物価ともに二〇％をこえる状態となつており、勤労国民の生活は、ますます圧迫されてきております。労働者の賃金は実質的に切り下げられ、賃金の引き上げも物価のあと追いにすらならないのが現状であります。このようなインフレ、物価高のもとで、最も被害を受けているのは、いわゆるインフレ弱者といわれる各種社会保障給付の受給者であります。

インフレは国民生活を破壊し、所得格差の拡大、富の偏在など社会的平等等をさらに拡大するものであります。ことしの国民春闘が、こうした社会的弱者の救済を掲げたのは、まさに当然なことと言わねばなりません。

また、その国の文化水準、福祉水準は、高齢者、母子世帯、社会福祉生活者の生活水準を見れば明らかになるといわれております。

このような観点から、現在の地方公務員共済組合の現状を見ますと、その実態は、きわめて憂慮

すべき状況であります。地方公務員及びその遺族に対し、共済組合が人間らしい生活を保障することとは、その趣旨に照らして当然の任務であります。

さらに、最近の医療の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財源の収支を悪化させ、組合員に過重な掛け金負担を強いることになっており、また長期給付におきましても、インフレのもとで極度に逼迫しているのが実情であります。

このような事態に直面し、共済組合制度を充実強化するため、給付内容を大幅に改善し、賦課方式を採用するとともに、国庫負担制度の導入を行ない、あわせて共済組合制度が組合員の福祉の増進のために運用されるよう規定の整備をするほか、退職者の短期給付の特例等の措置を講ずることとは、緊急かつ重要な課題となつているのであります。

以上が、本法案を提出いたしました理由であります。

次に、法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方共済組合の給付に要する費用について新たに国庫負担制度を設け、組合員及び地方公共団体の負担を軽減することとしております。すなわち、短期給付に要する費用の負担割合については、現在、地方公共団体の負担金と組合員の掛け金がそれぞれ百分の五十となつていて、国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十、組合員の掛け金百分の三十とし、また、長期給付に要する費用の負担割合については、現在、地方公共団体の負担金百分の五十七・五、組合員の掛け金百分の四十二・五となつていて、国の負担金百分の三十、地方公共団体の負担金百分の五十、組合員の掛け金百分の二十といたしてあります。ただし、短期給付にかかる組合員の掛け金率の最高限度は、当分の間、千分の三十五とするとし、この場合において、費用不足が生ずるときは、国は当該不足額を組合に補助することとしております。

第二は、長期給付の財政方式について、現行の積み立て方式では、本改正案による給付内容を大幅に改善充実し、その他年金額の改定にスライド制を実施するためには限界がありますので、現行の積み立て方式から新たな賦課方式に移行することとしたとしております。すなわち、現行の長期給付についての財政方式に関する規定を削除して、新たに、三年を一期とする期間内の費用の予想額と掛け金及び負担金の額の合計額が均衡を保つことができるように定めることとしております。

ただし、長期給付にかかる組合員の掛け金率は当分の間、組合員の負担、長期給付に要する費用の見通し等を配慮し、必要な調整を行なつて定められるべきものとしたとしております。なお、これらの関連で、現行の長期給付に充てる責任準備金制度を廃止することとしております。

第三は、給付内容について、その支給率の引き上げ等により現行の給付水準を大幅に改善することとしたとしております。

すなわち、短期給付については、家族療養費の現行支給率の百分の七十を百分の八十に引き上げることとし、また長期給付については、現行の退職年金の支給率のうち、その基本率の百分の四十を百分の六十に、その最高支給率の百分の七十を百分の八十一にそれぞれ改めるほか、その最低保障額の三十二万六千六百円を七十二万円に引き上げることとしております。

なお、これに準じて、退職一時金の額の引き上げ、廃族年金及び遺族年金の支給率及び最低保障額の引き上げ、通算退職年金の定額及び報酬比例部分の計算率の引き上げ等により、それぞれその給付内容の改善を行なうこととしております。

さらに、長期給付の算定の基礎となる給料は、退職前三年間の平均額となつていて、退職時の給料に改めることにより、退職年金等の給付水準を引き上げることとしております。

第四は、遺族に対する給付について、遺族の範囲を拡大するとともに、新たに年金者遺族一時金制度を創設する等の措置を講ずることとしており

ます。すなわち、遺族の範囲の拡大について、年金を受けるべき遺族としては、現行の「死亡の当時主としてその収入により」とあるうちの「主として」を削除して、一部でも組合員によってその生計を維持している者にまで拡大することとし、年金以外の給付を受けるべき遺族には組合員と生計維持関係のない者も含めることとしております。

また、年金者遺族一時金は組合員の死亡の当時、遺族年金の支給要件を満たしていても、遺族年金を受け取る遺族がないときは、生計維持関係のない者に対して支給されるものであり、その額は遺族年金の額の七・五分分からすでに支給を受けた退職年金等を控除した額としております。さらに、在職年が二十年未満の短期在職者にかかる遺族年金の支給要件の現行一年以上二十年未満を、六か月以上二十年未満に改めるとともに、その年金額の計算率の一年につき百分の十を百分の二十四に引き上げることとしております。

第五は、組合員の退職後における医療等の給付水準を維持するため、新たに任意継続組合員制度等を創設することとしております。すなわち、組合員期間が二十年以上の者または組合員期間が十年以上で五十五歳以上の者が退職した場合に、その者の申し出により、十年間に限りなお引き続き短期給付の規定を適用することとしております。また現行の福祉事業は組合員のみを対象としているが、新たに組合は、組合員以外の年金受給者の退職後の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行なうことができることとしております。

第六は、長期給付に充てられる積み立て金等の余裕金については、組合員の意思を反映して、もっぱら組合員の福祉の増進のため運用することとしております。すなわち、長期給付に充てる積み立て金等については地方公共団体の行政目的にも使用することができるとしている規定を削除するとともに、その運用について、現在は法令に定めた基準に基づいて組合または連合会が行なっているのを、運営審議会等の議決事項とすること

といたしております。

第七は、職員団体等の組合専従者は職員とみなして、地方公務員共済制度を適用することとしております。

すなわち、昭和四十三年十二月十三日に職員であった者のうち、同日以後昭和四十八年十二月十三日まで引き続き、地方公務員法の規定による職員団体及び地方公営企業労働関係法の規定による労働組合の役員としてその業務にもつづら従事した者が、同日に職員を退職した場合において、その退職の日の翌日において、職員団体等の役員であるとき、その者は、その後における職員団体等の役員である間、職員である組合員と同様に取り扱いすることとしております。

第八は、退職一時金から通算退職年金の原資控除を受けないことを選択することができるとする特例の期限のうち、男子については、昭和四十四年十月三十一日にすでにその期限が満了しているが、今回その期限を昭和五十三年五月三十一日まで延長することとしております。

第九は、地方職員共済組合等の運営審議会及び地方公務員共済組合審議会の委員は、それぞれ組合員から任命することになっておりますが、その運営の実態及びその特殊性にかんがみ、かつて組合員であった者のうちから、職員団体または労働組合が推薦した者を任命することができるとしてしております。

第十は、以上の改正措置に伴い、新法附則、施行法及び四十二年以後年金額改定法について、それぞれ所要の特例及び経過措置を講ずることとしております。

なお、さきに四野党で共同提案いたしました賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案におきまして、共済組合法についても賃金、物価スライド制を適用するよう規定しておりますことを申し添えておきます。

以上が、本法案の提案の理由とその概要であります。慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

とをお願い申し上げます。(拍手)
○伊能委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終わりました。

次回は、来たる二十五日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第三条まで、第六条及び第六條の四」を「第四条まで、第八条及び第八條の四」に改める。

第二条の四第一項中「遺族年金」の下に「（以下「新法の規定による退職年金等」という。）」を加え、「次条まで」を「この条及び第三条」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十九年度における昭和四十五年三月以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第二条の五 新法の規定による退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた

第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額（仮定新法の給料年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第号）以下「昭和四十九年法律第号」という。）第二条の規定による改正後の新法第四十四條第二項又は昭和四十九年法律第三條の規定による改正後の施行法第二條第二項第三号（以下「昭和四十九年改正後の新法第四十四條第二項又は施行法第二條第二項第三号」という。）の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を基礎として現に支給されている年金の改定の例に従い、前各条の規定を適用するものとした場合における仮定新法の給料年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の給料年額とみなされた額）に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百九十四万円を超え、当該給料年額については、二百九十四万円）を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げ

る年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が退職年金を受ける最短期間（以下「最短期間」という。）に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金 十六万八千八百円

ニ 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 十六万八千八百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 十六万八千八百円

妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 十二万六千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四千四百円

三 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

四 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

五 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

六 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

七 第一条中「第七条」を「第九条」に改め、同条を第十三条とする。

八 第十条中「第八条」を「第十条」に、「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

九 第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七條第二項中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改め、同条を第九條とする。

第六條の四第一項中「第六條第一項各号」を「第八條第一項各号」に改め、同条第二項中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改め、同条を第八條の四とする。

第六條の三第一項及び第二項中「第六條第一項」を「第八條第一項」に、「第六條の二第一項」を「第八條の二第一項」に改め、同条第三項中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改め、同条を第八條の三とする。

第六條の二を第八條の二とし、第六條を第八條とし、第五條を第七條とする。

第四條の見出し中「昭和四十八年度における」の下に「昭和四十七年三月以前」を加え、同条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「（以下「新法の規定による通算退職年金」という。）」を加え、同条第三項中「第八十二條第五項」を「第八十二條第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

六 施行法第三十二條の三第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和四十八年十一月一日以後給付事由が生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項から第四項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第四條を第五條とし、同条の次に次の二條を加える。

（昭和四十九年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定）

第五條の二 新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月

数に乗じて得た額に改定する。
一 二十四万円
二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料（その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求め、その給料の額を基礎として、前条第一項第二号の規定の例により算定するものとした場合における通算退職年金の仮定給料の額より少ないときは、当該仮定給料）に一・一五三（政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率）を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数に乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乗じて得た金額

三 新法第八十二條第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

九 九 九

九 九 九

九 九 九

九 九 九

九 九 九

九 九 九

九 九 九

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

5 前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十一月分（同項の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が同年十一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第六条 新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料（その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていいたとすればその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求めた場合におけるその給料の額より少ないときは、当該給料）に一・一五三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第二百三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの

間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものにあっては同年十一月分以後、同年十一月一日以後給付事由が生じたものにあってはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、それぞれ前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三条第三項中「前条第二項」を「第二条の四第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（昭和四十九年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第三条の二 新法の規定による退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額（仮定新法の給料年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていいたとすればその者の年金額の算定の基準となるべき給料年額を求め、その給料年額を基礎として、前条の規定を適用するものとした場合における仮定新法の給料年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の給料年額とみなされた額）に一・一五三（政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率）を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該給料年額については、二百九十四万円）を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金

金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前条の五第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

4 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第四条 新法の規定による退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの（第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和四十九年十月分以後、その額を、当該年金の額（その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条列の給料年額若しくは恩給法

の給料年額若しくは共済法の給料年額（新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額にあっては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていいたとすればその者の年金額の算定の基準となるべき給料年額を求めた場合におけるその給料年額より少ないときは、当該給料年額）に一・一五三を乗じて得た額（その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、これらの給料年額については、二百九十四万円）を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前条の五第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第二条の五第二項及び第三項の規定は、新法の規定による退職年金等で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているもの（うち昭和四十八年四月一日以後の退職に係る年金の額の改定について準用する。）

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

5 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るもの及び施行法第二百三十二条の二第一項第三号に規定する沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるもののうち、昭和四十九

年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところ

により改定する。
附則第十條中「第五條の五」を「第九條」に改める。
別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五

退職の時期	率
昭和三十七年十二月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・一九七
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・一九五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・一八六
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・一八八
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・一八三
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・一七五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一七〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一六三

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「三年間」を「一年間」に、「三十六」を「十二」に改める。

第七十八條第二項中「こえる」を「超える」に、「及び附則第二十條第二項」を「並びに附則第二十條第二項及び第三項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第七十八條の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が、次の各号に掲げる金額の合算額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千元を加えた金額)

二 組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき、給料年額の百分の一に相当する金額
2 前条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
第七十八條の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十條第四項、第八十四條第一項、第八十五條第一項、第八十七條の三、第九十條第七項、第九十三條の四第二項及び第九十九條第一項において同じ。)で、その後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合には、第七十八條第一項の退職年金の額は、同条第二項又は前条の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。
一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年

数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から再び組合員となつた日の属する月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月を超えるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

第八十條第一項後段を削り、同条第二項中「前項後段」を「前二項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「こえる」を「超える」に、「第七十八條第二項ただし書(給料年額)」を「第七十八條第二項ただし書(第七十八條の二第二項において準用する場合を含むものとし、給料年額)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條第二項本文の規定又は同項本文及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。)に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて、改定額とする。
3 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の

規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條の二第一項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第七十八條の二第二項において準用する第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。)に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が三十年を超えるときは、三十年)から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する金額

第八十一條第三項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「(その額の算定の基礎となつた退職年金の額が、第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條第二項本文の規定又は同項本文及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。)」を加え、「前条第一項後段及び第二項」を「前条第二項及び第四項」に改め、同条

第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が、第七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條の二第一項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について第七十八條の二第二項において準用する第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）のその算定の基礎となつた給料年額に対する割合を再退職に係る給料年額に乘じて得た額に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額

第八十一條に次の一項を加える。

6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第八十二條第四項中「こえる」を「超える」に改め、「割合」の下に「その割合が百分の八

十より少ないときは、百分の八十」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合において、その額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。

第八十四條第四項中「第八十二條第五項」を「第八十二條第六項」に改める。

第八十七條第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第八十七條の二 前条第一項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五（別表第四の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第九十條第五項において同じ）に相当する額に、給料年額の百分の十（同欄の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。）に相当する額を加えた額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一万二千元を加えた額）

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき、給料年額の百分の一に相当する金額

2 前条第二項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に掲げる額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その額を廃疾年金の

額とする。この場合においては、同条第一項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合 二十四万円に給料年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「廃疾年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 廃疾年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第八十七條の三 退職一時金は廃疾一時金の支給を受けた者でその後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合においては、前二條の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八條の三第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

第八十八條第六項中「第七十八條第三項、前条第三項及び第九十三條第三項」を「第七十八條の三、前条及び第九十三條の四第二項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第八十九條第一項中「前三條」を「同条から前条まで」に改め、同条第二項第二号中「第八十七條第二項」の下に「又は第八十七條の二第

二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第八十七條第三項」を「第八十七條の三」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十條第四項中「改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七條第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ」を「その額が、第八十七條の二第一項の規定又は同項及び第八十七條の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七條第一項本文の規定又は同項本文及び第八十七條の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額」に改め、同条第六項中「前二項」を「前三項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項ただし書（給料年額）」を「第八十七條第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七條の二第一項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含むものとし、給料年額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同条第六項とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年を超え二十年以下である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれか多い額

イ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七條の二第二項の規定又は同項及び第八十七條の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七條第二項前段の規定又は同項前段及び第八十

七条の三の規定により算定するものとし、
た場合の廃疾年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七条第二項の規定又は同項及び第八十七条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七条の二第二項前段の規定又は同項前段及び第八十七条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項第二号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算

して得た額
ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額
ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなしてこれらの規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

五 第九十条第四項の次に次の一項を加える。
前号三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるとき、その改定額が、改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七条第一項の規定又は同項及び第八十七条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七条の二第二項前段の規定又は同項前段

及び第八十七条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額）に次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五に相当する額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する金額

第九十条に次の一項を加える。
第二項から前項までの場合における改定前の廃疾年金の額は、改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七条の二第二項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、これらの規定を適用しないとした場合の額とする。

第九十一条に次の一項を加える。
二 公務による廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の廃疾年金の算定」とする。
第九十一条の二第二項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止され

ているもの」を「のうち、同一の廃疾に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつた者に係るもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九十三条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「退職年金の額」を「退職年金。次条第二号において同じ。」の額（その額が、第七十八条の二の規定又は同条及び第七十八条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八条第二項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額）に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第九十三条の二 前条各号の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の規定により算定した額より少ないときは、その額を遺族年金の額とする。
一 前条第一号に掲げる場合 二十四万円に給料年額の百分の二十に相当する額を加えた金額（以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき給料年額の百分の一に相当する額を加えた金額）
二 前条第二号に掲げる場合 同号に規定する者が受ける権利を有していた退職年金の額（その額が、第七十八条第二項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八条の二の規定又は同条及び第七十八条の三の規定により算定するものとした場合の退

職年金の額)の百分の五十に相当する金額
三 前条第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額(組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額)
四 前条第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

第九十三条の三 前二条の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号に該当するとき、前二条の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の額とする。
一 当該遺族年金を受ける者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合
その子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)
二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合
その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(その二人までは、一人につき九千六百円)

二 前項各号の場合において、同項各号に規定する子が第九十六各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。
三 第一項第一号の場合において、同号に規定する妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第九十三条の四 第九十三条の規定による遺族年金の額が二十五万四千四百円に満たないときは、これを二十五万四千四百円とし、同条第一号の規定による遺族年金の額が給料年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額とする。
二 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾

一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。
一 第九十三条第一号に規定する者 前三条及び前項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条の三各号に掲げる金額を控除した金額
二 第九十三条第二号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額(その額が二十五万四千四百円からその者に係る第七十八条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額)

三 第九十三条第三号又は第四号に規定する者 前三条及び前項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額
第九十七条中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に改め、同条に次の一項を加える。
二 公務傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る遺族補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、当該公務傷病によらない死亡が公務傷病によるものであるとしたならば当該死亡について支給されるべき第九十三条第一号の規定による遺族年金の額を超えるときは、当該遺族年金の額に相当する額とする。

第九十三条第三号中「及第三項」を「及び第七十八条の三」に、「同条第二項ただし書」を「第七十八条第二項ただし書」に、「同条第三項第二号中」を「第七十八条の三」中「第七十八条第一項」とあるのは「第九十二條第一項」と、「同条第二項又は前条」とあるのは「同条第二項」と、「に改め、同項第二号中」を削り、同条第

四項を次のように改める。

4 第一項の退職年金については、第八十条第一項中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第二項中「第七十八条第一項ただし書」とあるのは「第九十二條第三項の規定により読み替えられた第七十八条第二項ただし書」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「給料年額」とあるのは「第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第四項中「算定の基礎となつた給料年額」とあるのは「算定の基礎となつた第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「第七十八条の三第一号又は第二号」とあるのは「第九十二條第三項の規定により読み替えられた第七十八条の三第一号又は第二号」と、「第七十八条第二項ただし書」とあるのは「第九十二條第三項の規定により読み替えられた第七十八条第二項ただし書」として、これらの規定を適用し、同条第三項の規定は、適用しない。

第九十三条中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。
第九十四条第一項中「同条第四項及び第五項の規定を適用する」を「同項の規定を適用し、同条第五項の規定は、適用しない」に改め、同条第二項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。
第九十六條第一項を次のように改める。
地方公共団体の長であつた者に対する廃疾年金の額については、第八十七條第一項中「給料年額」とあるのは「第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、同条第二項中「給料年額」とあるのは「第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、同条第三項中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である

団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、第九十條第二項中「組合員であつた期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、同条第四項中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「給料年額」とあるのは「第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第六項第二号中「二十年以下である場合」とあるのは「二十年以下である場合(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四号中「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、「給料年額」とあるのは「第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、同条第七項中「算定の基礎となつた給料年額」とあるのは「算定の基礎となつた第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」として、これらの規定を適用し、第八十七條の二の規定は、適用しない。

第九十三條第一項を次のように改める。
地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三條第一号中「給料年額」とあるのは「第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同条第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である

が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者で第八十一条第三項において準用する第七十九条第一項の規定によりその年金の支給が停

当する金額（十五年を超え三十年に達するまでの期間及び二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、給料年額の百分の

十八条の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定」とあるのは「附則第二十条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定による

読み替えられた第七十八条の三の規定」と、「第七十八条第二項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定」とあるのは「附則第二十条第二項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八条第二項ただし書の規定又はこれらの規定及び附則第二十条第四項の規定により読み替えられた第七十八条の三の規定」と、同条第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く）」と、第九十三条の二中「前条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五」とあるのは「百分の二・五（二十年を超えて二十五年に達するまでの期間については、百分の五）」と、同条第二号中「第七十八条第二項の規定又は同項及び第七十八条の三の規定」とあるのは「附則第二十条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八条の三の規定」と、「第七十八条の二の規定又は同条及び第七十八条の三の規定」とあるのは「附則第二十条第三項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八条第二項ただし書の規定又はこれらの規定及び附則第二十条第四項の規定により読み替えられた第七十八条の三の規定」と、同条第三号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、第九十三条の三第一項中「前二条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前二条」と、第九十三条の四第一項中「第九十三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた第九十三条」と、同条第二項中「前三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前三条」と、「第九十三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替

えられた第九十三条」と、「第七十八条の三」とあるのは「附則第二十条第四項の規定により読み替えられた第七十八条の三」として、これらの規定を適用する。
附則第三十四条に次の一項を加える。
2 附則第二十九条第一項の規定による申出をしなかつた地方公共団体の職員をもつて組織する組合が行う福祉事業については、当分の間、第十二条第二項中「短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額」とあるのは、「政令で定める金額」として、同項の規定を適用する。
附則第三十八条を次のように改める。
第三十八条 削除
附則第四十条の二を附則第四十条の三とし、附則第四十条の次に次の一条を加える。
(地方公務員共済組合審議会の委員の任命の特例)
第四十条の二 地方公務員共済組合審議会の委員の任命については、昭和四十九年法律第号の公布の日から起算して二年を経過する日までの間、第二百三十三条第二項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者審議会の委員であつた者に限る。」として、同項の規定を適用する。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十五条・第五十六条」を「第五十五条・第五十六条の二」に、「第五十七条・第五十八条」を「第五十七条・第五十八条の二」に改める。
第二条第四項第二号中「第四十五条」を「第四十六条から第四十九条まで」に改める。
第三条第四項第三号中「第七十九条の二の規定」を「第七十九条の二第三項の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

四 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号。以下この号において「法律第号」という。)による改正前の国の新法第七十九条の二第四項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定、当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第号による改正後の国の新法第七十九条の二第四項の規定と同様に改正されたものとする。
第三条の三第一項第二号中「以下この項において「法律第六十号」という。」を削り、同項第五号中「法律第六十号」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)」に改める。
第七条第一項第一号中「第四十五条」を「第四十六条から第四十八条まで」に、「同条」を「法律第百五十五号附則第四十六条から第四十八条まで」に改め、同項第四号中「に係る外国政府又は法人」とあるのは「(以下この号において「外国政府等」という。))を「職員であつたもの」の下に、「当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に参与していた法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」という。))となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後職員となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加え、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改める。
第十条中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同条第四号中「及び当該」を「当該」に改め、「勤務していたもの」の下に、「当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政

府等又は日本政府がその運営に参与していた法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」という。))となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後職員となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加え、「及び第七十八条第一項第四号の期間」を「第七十八条第一項第四号の期間その他政令で定める期間」に改める。
第十一条第一項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。
10 七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七十八条第一項第一号又は第二号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、第一項第一号の金額又は同項第二号から第四号までの金額の合算額は、同項第一号又は同項第二号から第四号までの規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。
一 第七十八条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額の三分の一に相当する金額
二 第七十八条第一項第二号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額の三分の一に相当する金額
11 新法第七十八条第一項又は前三条の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が前項各号に掲げる期間を有するときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。
第十一条の次に次の一条を加える。
第十二条の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少な

いときは、その額を退職年金の額とする。

一 組合員期間が二十年以下である更新組合員に対する退職年金 組合員期間が二十年であるものとして新法第七十八条の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年を超える更新組合員に対する退職年金 新法第七十八条の二の規定により算定した金額

2 前項の場合において、組合員期間のうち共済控除期間及び第七條第一項第三号から第五号までの期間（以下この項において「共済控除期間等の期間」という。）を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十二條第一項中「前條第一項の規定」を「第十一條第一項の規定」に改め、同項第一号中「前條第一項第一号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「前條第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に改め、「第八項まで」の下に「第十項及び第十一項」を加え、同條第二項中「前條第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる者に対する前條の規定により算定した退職年金の額は、その額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した額とする。

第十三條第一項中「前二條」を「前三條」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第二項中「前三條」を「前三條」に改める。

第十四條第一項中「及び第十二條」を「から第十二條まで」に、「行なつた」を「行つた」に、

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十八号

「加えた額を前三條の」を「加えた額を第十一條から前條までの規定による」に、「前三條の規定により」を「これらの規定により」に、「退職料等の額を前三條の」を「退職料等の額をこれらの規定による」に改める。

第十七條第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第十一條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同条又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第十七條第三項中「第一項第一号に掲げる金額」を「第一項第一号又は第二号に掲げる金額」に改め、同條第五項中「第十一條第一項第五号の金額」の下に「（当該退職年金が第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金である場合にあつては、同条又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第十一條第一項第五号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額）を加える。

第十八條第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第十一條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同条又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第二号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第二十七條の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同條第一項中「廃疾年金の額」の下に「（新法第八十七條第一項又は第二項の規定によ

り算定した廃疾年金の額をいう。）」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同條第七項中「こえる」を「超える」に、「前六項」を「前各項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項の次に次の二項を加える。

7 七十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する前各項の規定の適用については、第一項第一号中「退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは「退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の一を乗じて得た額を加えた額」と、同項第二号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の一を乗じて得た額を加えた額」と、同項第三号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の一を乗じて得た額を加えた額」と、同項第四号中「共済法の給料年額に百八十分の一」とあるのは「共済法の給料年額に百八十分の一・一と三分の一の一とを加えた率を乗じて得た額」とする。

8 第十一條第一項の規定は、新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは「第二十七條第七項の規定により読み替えて適用される同條第一項各号」と、「同項」とあるのは「同條第七項」と読み替へるものとする。

第二十八條第一項中「第八十七條第一項又は第二項」を「第八十七條、新法第八十七條の二」に改める。

第二十九條中「第八十七條」を「第八十七條から第八十七條の三まで」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十條第八項の規定の適用については、同項中「第八十七條第一項ただし書（同條第二項後段、第八十七條の二第二項後段及び同條第二項後段において準用する場合を含む。）とあるのは、「第八十七條第一項ただし書（第八十七條の二第二項後段において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十一年法律第五十三号）第二十九條前段」とする。

第三十條第一項中「第八十七條」を「第八十七條から第八十七條の三まで」に改める。

第三十一條中「第六項」を「第八項」に改める。

第三十四條中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第二号」に改める。

第三十五條及び第三十六條中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。

第三十八條の見出しを「（公務員等による死亡に係る遺族年金の特例）」に改め、同條第一項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第三項中「こえる」を「超える」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の場合において、遺族年金を受ける者が七十歳以上であるとき、又は七十歳未満の妻、子若しくは孫であるときは、同項の規定により加算する金額は、同項の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる当該遺族年金を受ける者に係る組合員期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で二十年を超

えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額の三百分の一

二 第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えものその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額の三百分の一

4 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者(妻、子及び孫を除く)が七十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が前項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受ける者を同項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

5 前二項の場合において、これらの規定による遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

第三十九条の見出しを「(公務傷病によらな死亡者に係る遺族年金の特例)」に改め、同条中「第九十三条第一項第三号」を「第九十三条第二号又は第三号」に、「第十一号」を「第十一号第一項から第九項まで及び第十一号の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新法第九十三条の三及び前条第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

40 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第四十一条中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に、「二十九万六千六百六十円」を「三十六万六千六百四十七円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

第五十五条第三項中「及び次条」を「次条及び第五十六条の二」に改める。

を「超える」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第二十三条の規定の適用を受け、その後再び組合員となつたものに対する第五十五条第一項において準用する第十一号の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

2 新法第八十三条の規定による退職一時金又は新法第九十二条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者(新法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む)でその後再び組合員となつたもの(前項の規定の適用を受ける者を除く)に対する第五十五条第一項において準用する第十一号の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から新法第七十八条の三各号に掲げる金額(その額が、第十一号の二の規定により算定した退職年金の額に第十一号第一項第五号の期間の年数を当該退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)を控除した金額とする。

3 前条第三項の規定は、前二項に規定する者について準用する。この場合において、同条第三項中「第五十六条」とあるのは、「第五十六条の二」と読み替へるものとする。

第五十七条第二項中「法律第五十五号」を「で戦務加算等の期間(法律第五十五号)に、「年月数を除く。」を「年月数をいう。」以外のもの」に改め、同条第三項中「算定した金額」の下に「(第十一号第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により算定した金額)」を加え、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十号)附則第十三条第一項」を「恩給法等の一部を

改正する法律(昭和四十八年法律第六十号)附則第十三条第一項又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第十四条第一項」に改め、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 戦務加算等の期間(第二項において読み替へて適用される第七号第一項第一号ただし書に規定する戦務加算等の期間をいう。以下同じ)を有する更新組合員で七十歳以上のものに第十一号又は第二十七号の規定を適用する場合においては、当該戦務加算等の期間の年数(当該期間の年数と組合員期間の年数とを合算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数を除く。次項において「四十年に達するまでの戦務加算等の期間の年数」という。)を第十一号第一項第一号の期間又は第二十七号第一項第一号の期間に加えるものとする。

6 戦務加算等の期間を有する更新組合員に係る新法第九十三条若しくは第三十六条の規定による遺族年金を受ける者で七十歳以上のもの又は七十歳未満の妻、子若しくは孫であるものに第三十八号から第四十号までの規定を適用する場合には、四十年に達するまでの戦務加算等の期間の年数をこれらの規定による遺族年金の額の算定の基礎となる組合員期間に加えるものとする。この場合においては、第三十八号第五項の規定を準用する。

7 新法第七十八条第一項若しくは第八号から第十号までの規定による退職年金若しくは新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける更新組合員又は新法第九十三条若しくは第三十六号の規定による遺族年金を受ける者(妻、子及び孫を除く。以下この項において同じ)が七十歳に達した場合において、当該退職年金若しくは廃疾年金を受ける更新組合員又は当該遺族年金を受ける者に係る第一項に規定する更新組合員が戦務加算等の期間を有し、

又は有していたときは、当該退職年金若しくは廃疾年金を受ける更新組合員又は当該遺族年金を受ける者をそれぞれ第五項又は前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金若しくは廃疾年金又は当該遺族年金の額を改定する。この場合において、当該遺族年金の額については、第三十八号第五項の規定を準用する。

第五十九条第二項第一号中「第八項まで」の下に「第十項及び第十一項」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「第八項まで」の下に「第十項及び第十一項」を加える。

第六十四条第二項中「又は第四十六号」を削り、「第二十三号第一項第二号及び第四十六号第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改める。

第六十八号第二項中「算定については」の下に「次項及び第四項に定めるものを除き」を加え、同条に次の二項を加える。

3 知事等であつた更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額にその超える期間の年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額の三百分の一に相当する金額を加えた金額とする。

4 地方公共団体の長の退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第七十六条の前の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「(新法第八十七条第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう。)」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七号第

一項及び第二項を「第八十七条」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、「算定については」の下に、「次項及び第四項に定めるものを除き」を加え、「第七項」を「第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上七十七歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一を乗じて得た額を加えた額」とする。

4 第六十八条第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第七十六条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

第七十七條第一項中「第八十七條第一項又は第二項」を「第八十七條」に改める。

第七十八條中「第八十七條」の下に、「新法第八十七條の三」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十條第八項の規定の適用については、同項中「第八十七條第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七條の二第二項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第八十七條第一項ただし書又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七十八條前段」とする。

第八十一條中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。

第八十二條第二項中「第四十二條」を「新法

第九十三條の三及び第四十二條」に改める。

第九十三條第一項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十八條第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七條第一項第一号の期間で二十年」とあるのは「第六十八條第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第九十條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第五十七條第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける警察職員の退職年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「第十一條又は第二十七條」とあるのは「第九十條」と、「第十一條第一項第一号の期間又は第二十七條第一項第一号の期間」とあるのは「第九十條第一項第一号の期間」と読み替えるものとする。

2 恩給公務員である職員であつた更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、前項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、同号の金額は、同号の規定により算定した金額にその超える期間の年数一年につき警察職員の恩給法の給料年額の三百分の一に相当する金額を加えた金額とする。

第九十條に次の一項を加える。

6 第一項の規定の適用を受ける警察職員の退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間又は職務加算等の期間を有するときは、その者を第二項又は第四項において準用する第五十七條第五項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第九十條の次に次の一條を加える。

第九十條の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を警察職員の退職年金の額とする。

一 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する第八十九條第一項又は第二項の規定による退職年金 新法附則第二十條第三項第一号の規定により算定した金額を十五で除して得た額に警察職員であつた期間の年数を乗じて得た金額

二 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十條第一項の規定による退職年金 同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額

第九十二條中「前三條」を「前三條」に改める。

第九十三條第一項中「及び第九十一條」を「から第九十一條まで」に、「こえ」を「超え」に、「加えた額を前三條の二」を「加えた額を第九十條から前条までの規定による」と、「前三條の規定により」を「これらの規定により」に、「普通恩給の額を前三條の二」を「普通恩給の額をこれらの規定による」に改める。

第九十五條第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第九十條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同条又は第九十一條の規定により算定した退職年金の額に第九十條第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた警察職員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第九十五條第三項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「第十一條第一項第五号の金額」とあるのは「第九十條第一項第二号の金額」と、「第十一條の二」とあるのは「第九十條の二」と、「第十一條第三項」とあるのは「第九十一條の規定によりその例によることとされる第十二條第三項」と、「第十一條第一項第五号の期間」とあるのは「第九十條第一項第二号の期間」と読み替えるものとする。

第九十六條第一項中「第二十二條第一項」を「第二十一條」に改める。

第九十七條の前の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「（新法第八十七條第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう。）」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同条に次の三項を加える。

3 警察職員であつた期間が十五年を超える七十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額」とあるのは、「警察職員の恩給法の給料年額に百五十分の一と三百分の一とを加えた率を乗じて得た額に相当する金額」とする。

4 第五十七條第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「第十一條又は第二十七條」とあるのは「第九

十七条」と、「第十一号第一項第一号の期間又は第二十七号第一項第一号の期間」とあるのは「同条第一項第一号の期間」と読み替えるものとする。

5 第九十条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける障害年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第六項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「第二項又は第四項において準用する第五十七号第五項」とあるのは「第九十七号第三項又は同条第四項において準用する第五十七号第五項」と読み替えるものとする。

第九十八号第一項中「第八十七号第一項又は第二項」を「第八十七号、新法第八十七号の二」に改める。

第九十九号中「第八十七号」を「第八十七号から第八十七号の三まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該障害年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十条第八項の規定の適用については、同項中「第八十七号第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七号の二第一項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第八十七号第一項ただし書（第八十七号の二第一項後段において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十九号前段」とする。

第九十二号中「第九十三号第一項第三号」を「第九十三号第三号」に改める。

第九十三号第二項を次のように改める。

2 新法第九十三号の三並びに第三十八号第三項から第五項まで、第四十二号並びに第五十七号第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八号第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七号第一項第一号の期間で二十年」とあるのは「第九十条第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第九十三号第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

とあるのは「第九十条第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第九十三号第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第九十四号第一項中「第九十三号第一項第一号」を「第九十三号第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第九十三号第一項第一号」を「第九十三号第一号」に、「前項」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十八号第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八号第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七号第一項第一号の期間で二十年」とあるのは「第九十条第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第九十四号第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第九十一号第一項第二項中「第九項」を「第九項から第十一項まで並びに第五十七号第五項及び第七項」に改める。

第九十七号第一項を次のように改める。

消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける者について新法第八十一号第四項又は第五項の規定を適用する場合には、同条第四項中「算定の基準となつた給料年額」とあるのは「算定の基準となつた消防組合員の給料年額」と、同条第五項中「第七十八号第二項」とあるのは「第九十一号第一項」とする。

第九十八号中「第九十三号第一項第三号」を「第九十三号第三号」に改める。

2 新法第九十三号の三並びに第三十八号第三項から第五項まで、第四十二号並びに第五十七号第六項及び第七項の規定は、前項の規定

の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八号第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七号第一項第一号の期間」とあるのは「第九十一号第一項第一号の期間」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第九十九号第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第九十三号第二項第二号中「及び当該」を「当該」に改め、「勤務していたもの」の下に「当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後国の職員等となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加え、「及び国の施行法第七号第一項第六号の期間」を「国の施行法第七号第一項第六号の期間その他政令で定める期間」に改める。

第九十二号の三に次の三項を加える。

4 沖縄の市町村の議会の議員であつた者で昭和三十七年十一月一日から昭和四十五年六月三十日まで間に任期満了若しくは解散その他政令で定める理由により退職したものは、その遺族（沖縄の共済法の規定による遺族をいう。次項において同じ。）について沖縄の共済法の適用があるものとしたならば沖縄の共済法の規定により年金たる共済給付金を支給すべきこととなるときは、当該年金たる共済給付金については、沖縄の共済法の規定の例により、これらの者に対し、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会がこれを支給する。

5 前項の規定は、沖縄の共済会の会員であつた者又はその遺族については、適用しない。

6 第四項に規定する年金たる共済給付金の額の算定方法その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第九十四号の二の二第二項中「第二百二条の二第四項」を「第二百二条の二第五項」に改める。

第九十三号の二の三中「第九十三号第一項第二号」を「第九十三号第二号」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九十八号第一項中「第七十八号」を「第七十八号第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。

3 団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、第四十三号の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、第一項の規定による退職年金の額は、同項の規定により算定した金額に、その超える期間の年数一年につき退職時の給料年額の三分の一に相当する金額を加えた金額とする。

4 新法第二百二条において準用する同法第七十八号第一項の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第九十四号の二第二項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第九十三号の三の次に次の一条を加える。

第九十三号の三の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 団体共済組合員期間が二十年以下である団体共済更新組合員に対する退職年金 団体共済組合員期間が二十年であるものとして新法第二百二条において準用する同法第

七十八条の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に団体共済組合員期間の年数を乗じて得た金額

二 団体共済組合員期間が二十年を超える団体共済更新組合員に対する退職年金新法第二百二条において準用する同法第七十八条の二の規定により算定した金額

2 前項の場合において、団体共済組合員期間のうち、第四百四十三条の二第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間（以下この項において「団体共済控除期間」という。）を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、その額を団体共済組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に団体共済控除期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第四百四十三条の四第一項中「前条」を「前二条」に、「こえる」を「超える」に、「同条の」を「これらの規定による」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に、「同条の」を「これらの規定による」に改める。

第四百四十三条の八中「第九十二条」を「第九十二条の二」に改める。

第四百四十三条の十の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「（新法第二百二条において準用する新法第八十七条第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう）」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七条第一項及び第二項」を「第八十七条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 七十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する同法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時

の給料年額に二百二十五分の二と三分の一のとを加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に九十分の一と三分の一のとを加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三分の一のとを加えた率を乗じて得た額」とする。

4 第四百四十三条の三第四項の規定は、新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第四百四十三条の十第三項」と読み替えるものとする。

第四百四十三条の十一中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に改める。

第四百四十三条の十二中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第三号」に改める。

第四百四十三条の十三の見出しを「（業務傷病による死亡に係る遺族年金の特例）」に改め、同条第一項中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第二号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年」とあるのは「第四百四十三条の二第一項第一号及び第二号の期間を合算して二十年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第四百四十三条の十三第三項において準用する前項第二号」と読み替えるものとする。

第四百四十三条の十四の見出しを「（業務傷病によらない死亡に係る遺族年金の特例）」に改め、同条中「第九十三条第一項第三号」を「第九十三

九十三条第二号又は第三号」に、「第四百四十三条の三」を「第四百四十三条の三又は第四百四十三条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新法第九十三条の三及び前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第四百四十三条の十五中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号若しくは新法第九十三条の二第一号」に改める。

第四百四十三条の十八中、「第四百四十三条の四」を「から第四百四十三条の四まで」に改める。

第四百四十三条の十九第三項中「第八十七条第三項」を「第八十七条第三号」に、「同項」を「同条」に、「第七十八条第三項第一号」を「第七十八条の三第一号」に改め、「（昭和三十七年法律第五十三号）」を削り、「第七十八条第三項第二号」を「第七十八条の三第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四百四十三条の十九の二 団体共済更新組合員であつた者が退職一時金の額の算定につき第四百四十三条の六の規定の適用を受け、その後再び団体共済組合員となつたものに対する第四百四十三条の十八において準用する第四百四十三条の三の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

別表第二中「一、一六七、八〇〇円」を「一、四四二、〇〇〇円」に、「一七五七、八〇〇円」を「九三、〇〇〇円」に、「五〇〇、八〇〇円」を「六一七、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

附則

（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法第九十一

条の二第二項の改正規定、同法第九十七条に

一項を加える改正規定、同法第四百四十四条の

二第二項の改正規定、同法第四百四十四条の二の次に一條を加える改正規定、同法附則第三

条の次に一條を加える改正規定、同法附則第三十四條に一項を加える改正規定、同法附則第三十八條の改正規定、同法附則第四十條の次に一條を加える改正規定並びに附則第六條及び附則第十三條の規定 公布の日

二 第二条中地方公務員等共済組合法第八十二条第四項の改正規定及び附則第三条第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

2 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第四百二十二条の三第四項から第六項まで及び附則第十條の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。

（長期給付の給付額の算定の基礎となる給料に關する経過措置）
第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第十四条第二項及び第二百条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる給料について適用し、同日の属する月前の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる給料については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる給料につき改正後の法第四十四條第二項又は第二百条の規定により算定した給料の額が第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）第四十四條第二項又は第二百条の規定により算定した給料の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第四十四條第二項の規定又は第二百条の規定により算

定した給料とみなす。

3 施行日前に給付事由が生じた一時金たる給付(同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日以前に退職した組合員に係るもの(次項において「施行日前退職に係る返還一時金等」という。)を含む。の算定の基礎となる給料については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、施行日以後三年以内に給付事由が生じた長期給付(施行日前退職に係る返還一時金等を除く)の算定の基礎となる給料について準用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第三条 改正後の法第七十八條第二項、第七十八條の二、第七十八條の三、第八十條、第八十一條第三項から第六項まで、第八十七條から第八十七條の三まで、第八十八條第六項、第八十九條、第九十條第四項から第八項まで及び第九十三條から第九十三條の四まで(これらの規定を同法第二百二條において準用する場合を含む。)、第二百七條第一項、第二百二條の二第四項、附則第二十條第三項から第五項まで、附則第二十二條、附則第二十四條第一項及び第四項並びに附則第二十五條第一項並びに改正後の施行法第十一條の二、第十二條第三項、第十三條、第十七條第一項、第三項及び第五項、第十八條第一項、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條第一項、第三十九條(同法第四十條第二項において準用する場合を含むものとし、同法第十一條の二及び改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第五十五條第三項、第五十六條の二、第八十二條第二項(改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第九十條の二、第九十二條、第九十三條第一項、第九十五條第一項及び第三項、第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條、第二百三條第二項(改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第二百七條第一項、第二百九條第二項(改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分に限る。)、第二百四十三條の二の三、第二百四十

三条の三の二、第二百四十三條の四、第二百四十三條の十四、第二百四十三條の十五、第二百四十三條の十八並びに第二百四十三條の十九の二の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第八十二條第四項の規定は、昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

(廃疾年金と障害補償年金との調整に関する経過措置)

第四條 改正後の法第九十一條第二項(同法第二百二條において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日以前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第五條 改正後の法第二百四十四條第三項及び第二百四十四條第四項の規定は、昭和四十九年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第六條 改正後の法第二百四十四條の三の規定は、附則第一條第一号に掲げる日以後に組合員の資格を喪失した者について適用する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際、現に普通恩給、退隠料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下この条において「普通恩給等」という。)を受けける権利を有し、かつ、第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下この条において「改正前の施行法」という。第十條第四号の期間(同法第二百三十一條第二項第二号の期間を含む。))で恩給法

等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。附則第四十二條の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条及び附則第十三條において「更新組合員等」という。若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十九年九月三十日において改正前の施行法第十條第四号(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二條の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

(職務加算等の期間を有する者等に関する経過措置)

第八條 改正後の施行法第十一條第十項及び第十八條第二十七條第七項及び第八項、第三十八條第三項から第五項まで、第三十九條第二項、第四十條第二項、第五十七條第五項から第七項まで、第六十八條第三項及び第四項、第七十六條第三項及び第四項、第九十條第二項、第四項及び第六項、第九十七條第三項から第五項まで、第二百三條第二項、第二百四十三條の三第三項及び第四項、第二百四十三條の十三第三項並びに第二百四十三條の十四第二項の規定(これらの規定中改正後の法第九十三條の三の規定に係る

部分を除く。は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第九條 改正後の施行法第四十一條及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

(沖縄の市町村の議会の議員であつた者に関する経過措置)

第十條 改正後の施行法第四十二條の三第四項の規定の適用により新たに年金たる共済給付金の支給を受ける権利を有することとなる者には、昭和四十七年五月分以後、その年金たる共済給付金を支給する。

(長期在職者等の退職年金等の額の最低保障)

第十一條 組合員又は団体共済組合員が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はこれらの者の遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年

以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者が実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円
ハ 六十五歳以上の者が実在職の期間が九年未満のものに係る年金 十六万八千二百円
二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者が改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者が実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者が実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千二百円
三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 十六万八千二百円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のものに（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 十二万六千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四千四百円
2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。
3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達した場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。
（年金額の自動的改定措置）
第十二条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二條の規定により厚生年金保険法（昭和二十九法律第九十五号）による年金たる保険給付の額を改定する措置が講ぜられる場合には、地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定に基づく年金の額については、当該措置が講ぜられる月分以後、当該措置を参酌して政令で定めるところにより改定する。
（政令への委任）
第十三条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族が附則第七條の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。
（義務教育費国庫負担法の一部改正）
第十四条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三条」を「第七条」に改める。
（公立義務教育学校整備特別措置法の一部改正）
第十五条 公立義務教育学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第六項中「第三条」を「第七条」に改める。
理由
地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、長期給付の基礎となる給料の算定方法の改善、退職年金等のうち低額なものの年金額の引上げ、遺族年金の扶養加算制度の創設、短期給付の任意継続制度の創設等の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金について、これらに準ずる改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第七條」を「第七條の二」に改める。
第二条 第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。
第七條第二項中「組合員」の下に「（その組合の組合員であつた者のうちから、地方公務員法第五十二條の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二十八号）第五條（同法附則第四項において準用する場合を含む。）

む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）で当該組合の組合員である職員が組織するものが推薦した者を含む。」を加える。
第八條第一項に次の一号を加える。
五 長期給付に充てるべき積立金（以下「責任準備金」という。）及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用
第十條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用
第二十四條 削除
第二十五條 第一項中「又は地方公共団体の行政目的の実現」を削り、「意見をきく」を「意見を聴く」に改め、同条第二項中「当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法（昭和二十九年法律第九十五号）の規定による保険給付を行なうものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない」と、その額のうち、運営審議会の議を経て定められた額を資金運用部に預託するものとする」に改める。
第三十二條 第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 長期給付積立金及び災害積立金の管理
第三十六條 第四項中「又は市町村の行政目的の実現」を削る。
第四十四條 第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改め、同条の次に次の二条を加える。
（年金を受けるべき遺族の範囲）
第四十四條の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者並

びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
第四十四条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十四条の二第二項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十七条中「又は遺族年金」を「遺族年金又は年金者遺族一時金」に改める。

第五十九条第二項中「百分の七十」を「百分

の八十」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「百分の七十」を「百分の八十」に改める。

第七十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 年金者遺族一時金

第七十八条第二項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「こえる」を「超える」に、「三十二万六千四百円」を「七十二万四千四百円」に、「百分の八十」に改め、同条第三項第一号中「百分の一・四」を「百分の一・八」に改める。

第八十条第二項中「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二十四万円」を「五十九万四千円」に改め、同項第二号中「千分の十」を「千分の十五」に改める。

第八十七条第二項中「こえる」を「超える」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改める。

第八十八条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加える。

第九十条第五項第二号中「百分の一」を「百分の一・五」に改める。

第九十一条中「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第九十一条の二第二項第一号中「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第九十三条第一項第一号中「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「一年以上」を「六月以上」に、「百分の十」を「百分の二十四」に、「百分の一」を「百分の二・四」に改め、同項第四号中「一年」を「六月」に、「百分の十」を「百分の二十四」に改め、同条第二項中「二十五万四千四百円」を

「六十三万四千五百円」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項第二号中「二十五万四千四百円」を「六十三万四千五百円」に改める。

第九十七条中「百分の二十」を「百分の十二」に改める。

第九十八条を次のように改める。

(年金者遺族一時金)

第九十八条 次の各号の一に該当する場合に、組合員又は組合員であつた者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が六月以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が六月以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間六月未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺

族年金を受けるべき遺族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺族年金の額(同項第一号に該当する場合においては、第九十七条の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く)の七・五年分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第百条中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第百二条第二項中「百分の三十五」を「百分の五十二・五」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百六条第一項中「百分の一」とあるのは「百分の二・五」を「百分の一・五に相当する金額を」とあるのは「百分の三・七五に相当する金額を」とに、同条第三項中「こえる」を「超える」に、「百分の一」を「百分の一・五」に、「百分の二・五」を「百分の三・七五」に、「百分の十」を「百分の十五」に、「百分の五」を「百分の七・五」に改める。

第四章第三節第五款中第百七条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金の特例)

第百七条の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。)」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたらば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

第百十二条第三項中「第一項各号に掲げる事

組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行うことができる。

長期給付に要する費用については、三年を一期とする期間内の費用の予想額と当該期間内の長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額の合計額とが、均衡を保つことができるように定める。

「百分の五十」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金」、「遺族年金」に、「遺族年金」を「金又は」を「廃疾年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項中「地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係

法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）を「職員団体」に、「もつばら」を「専ら」に改め、「同項第一号」の下に「第二号」を加え、「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を削る。

3 当分の間、前項の規定による給料と長期給付に係る掛金との割合は、前条第一項第二号の規定にかかわらず、組合員の負担、長期給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整を行つて定められるものとする。

4 給料と長期給付に係る掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

定めるところにより」に改める。

第二百二十三条第二項本文中「組合員」の下に「組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。」を加える。

第三百三十五条中「以下この章」を「第三百三十

(退職した者について短期給付の特例)
第四百十條の二 組合員期間(政令で定める期間を含む。以下この項において同じ。)が二十年以上である者が退職した場合又は組合員期間が十年以上である者が五十五歳以上で退職

した場合には、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定（第四章

再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。」とあるのは「第百四十条の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなる」と、第三十九条第二項中「翌日」とあるのは「翌日（第百四十条の二第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日）」と、第四十八条第一項中「第

職員であるものとみなされた者（以下「任意継続組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して十年を経過したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払

- 5 船員組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。
- 6 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

の負担金百分の四十・五」を「前条第二項後の段中「掛金の標準となつた給料」とあるのは「掛金の標準となつた給料」とあるのは仮定給料」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第四百四十二条の表の上欄中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に、「第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に、「第一

各号の項及び第百十三条第四項の項を次のよ
に改める。

第百十三條第二 項第一号	國の負擔金百分の二十、地 方公共団体の負擔金百分の 五十
第百十三條第二 項第二号	國の負擔金百分の三十、地 方公共団体の負擔金百分の 五十

第百十三条第二項第三号から第二五号まで	地方公共団体の負担金	国の負担金
第百十三条第四項	職員団体の事務に専ら従事する職員である組合員 、職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金	専従職員（国家公務員法第百八条の二の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務に専ら従事する職員である組合員をいう）である組合員 及び職員団体の負担金
	「職員団体の負担金」	「職員団体の負担金」と、同項第三号及び第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」

第四百二十二条第二項の表中第百十三條第三項、第百十六條第一項、第百三十四條（見出しを含む）、第百三十六條第二項及び第百三十九條の項を次のように改める。

第百十六條第一項	国若しくは地方公共団体	国
第百十三條第三項		
第百三十四條（見出しを含む。）	地方公共団体	国
第百三十六條第二項		
第百三十九條		
第百四十條の二第二項後段	掛金の標準となつた給料	掛金の標準となつた俸給

第三百四十二条第三項を次のように改める。

3 地方職員共済組合及び警察共済組合は、当該組合の国の職員である組合員に係る責任準備金の額のうち、運営審議会の議を経て定めた額を資金運用部に預託するものとする。

第四百二十二条に次の一項を加える。

規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る部分」を「その者の当該団体共済組合員期間に係る積立金」に改める。

5 給付に充てるべき積立金及び給付の支払上の余裕金の管理及び運用

7 国の特別会計においてその俸給を支給する
 国の職員である組合員に係る第百十三条第二
 項第一号の短期給付に要する費用及び同項第
 二号の長期給付に要する費用についての国の
 負担金については、同項第一号の短期給付に
 要する費用の百分の二十及び同項第二号の長
 給期付に要する費用の百分の三十に相当する
 金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会
 計に繰り入れるものとする。

第百四十四条の二第二項中「第百九十二条の

第百九十二条を次のように改める。
 第百九十二条 削除
 第百九十九条中「第五号」を「第四号」に改
 める。

第二百条中「月以前の団体共済組合員であつ
 た期間三年間における掛金の標準となつた給料
 の総額を三十六（当該三年間における団体共済
 組合員期間の月数が三十六に満たないときは、
 その団体共済組合員期間の月数）で除して得た
 額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改め

る

第二百二条中、「第二条第一項第三号、第三項及び第三項」を削り、「第四十五条」を「第四十四条の二」に改め、同条の表中第二条第二項の項を削り、同表の上欄中「第九十三条第一項第四号」を「第九十三条第一項第四号」に、「第九十三条第一項第一号から第三号まで」を「第九十三条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十二條の二の見出し中「及び遺族年金」を「遺族年金及び年金者遺族一時金」に改め、同条第一項中「又は第九十三條第一項第二号」を「第九十三條第一項第二号又は第九十八條第一項第二号」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の二をこえない」を「百分の三を超えない」に改める。

第二百二条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 団体共済組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他の必要な施設の設置及び運営の事業を行うことができる。

第二百三条第一項を次のように改める。

団体共済組合の給付に要する費用については、三年を一期とする期間内の費用の予想額と当該期間内の給付に係る次項の掛金及び負担金の額の合計額とが、均衡を保つことができるように定める。

第二百三条第二項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第三項第一号中「団体共済組合員百分の四十二・五」を「団体共済組合員百分の二十」に、「団体等百分の四十二・五」を「団体等百分の五十」に改め、同項第二号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金、
に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年

金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同項第一号中「百分の十五」を「国の負担金百分の三十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「地方公共団体の負担金百分の百」に改め、同条第五項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改める。

第二百四條第四項中「二十二万円」を「二十四万五千円」に、「こえる」を「超える」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 当分の間、前項の規定により給料と掛金との割合は、前条第一項の規定にかかわらず、団体共済組合員の負担、給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整を行つて定められるものとする。

5 給料と掛金との割合は、少なくとも三年、
とに再計算されるものとする。
附則第十八条の次に次の一条を加える。

(退職した者が職員団体の役員である場合の取扱い)

第十八条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員（第四百四十二条第一項第一号に規定する職員（国家公務員共済組合法第百二十一条の四第一項に規定する職員を除く。）を含む。以下この条において同じ。）であつた者うち同日以後昭和四十八年十二月十三日まで引き続き地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業労働関係法第六第一項ただし書の規定により職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事した者が同日に退職した場合において、当該退職日の翌日において職員団体の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、職員団体の役員である間該退職の際組合員であつた組合を組織する員であるものとみなして、この法律の規定適用する。この場合においては、第四章及

第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十五條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号、第二号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する者に対するこの法律の規定の適用については必要な事項及びその者が既に支給を受けた退職年金又は退職一時金に関する措置その他同項の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第二十条第二項中「百分の三十五」を「百分の五十二・五」に、「こえる」を「超える」に改め、「（二十五）をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」を削り、同条第四項中「と、百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（改定前の退職年金の基礎となつた警察職員であつた期間の年数と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」を削る。

附則第二十二條第一項中「と、百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）と、同条第五項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の警察職員であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」を削る。

附則第二十四條第一項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五）をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」を削る。

（一）としを「し」に改める。
附則第二十五条の次に次の一条を加える。
（年金者遺族一時金の特例）
第二十五条の二 警察職員であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八條第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたらば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

附則第三十二条を次のように改める。
（短期給付に係る給料と掛金との割合の特例等）
第三十二条 組合は、当分の間、短期給付に係る第百十四條第二項に規定する給料と掛金との割合を千分の三十五以内において定めなければならない。

2 国は、当分の間、組合の短期給付に要する費用につき、第百十三條第二項第一号に規定する負担割合をもつて当該費用を負担することとしたらば第百十四條第二項に規定する給料と掛金との割合が千分の三十五を超えることとなる場合においては、当該組合に対し、政令で定めるところにより、当該組合の前事業年度の各月の初日における組合員の給料の合計額（以下この項において「給料合計額」という。）に当該給料と掛金との割合が千分の三十五を超えることとなる場合における当該割合を乗じて得た金額から給料合計額に千分の三十五を乗じて得た金額を控除した金額を補助する。

附則第三十四條中「第百十二條第二項」を「第百十二條第三項」に、「こえる」を「超える」に改める。
別表第二を次のように改める。
別表第二

組合員期間	日数
一年以上 二年未満	三五日
二年以上 三年未満	七〇日
三年以上 四年未満	一〇五日
四年以上 五年未満	一四〇日
五年以上 六年未満	一七五日
六年以上 七年未満	二一〇日
七年以上 八年未満	二五〇日
八年以上 九年未満	二九〇日
九年以上 一〇年未満	三三〇日
一〇年以上 一一年未満	三七〇日
一一年以上 一二年未満	四一〇日
一一年以上 一三年未満	四五〇日
一一年以上 一四年未満	四九〇日
一四年以上 一五年未満	五三〇日
一五年以上 一六年未満	五七〇日
一六年以上 一七年未満	六一五日
一七年以上 一八年未満	六六五日
一八年以上 一九年未満	七一五日
一九年以上 二〇年未満	七七〇日

別表第四の中欄中「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・九」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同表の中欄中「〇・五」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・六」に、「〇・三」を「〇・四五」に改め、同表の下欄中「三九

三、六〇〇円」を「八九五、五〇〇円」に、「三三二、六〇〇円」を「七三三、五〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三款 削除」を「第三款 年金者遺族一時金に関する経過措置（第四十五条―第四十六条の三）」に改める。

第二条第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 この法律において「遺族」とは、新法の規定による年金である給付（この法律の規定により新法の年金である給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十四条の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金である給付（この法律の規定により新法の一時金である給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十四条の三に規定する遺族をいうものとする。

第十三条第一項中「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「三十二万六千六百円」を「七十二万円」に改める。

第三十六條各号列記以外の部分中「（新法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ。）」を削る。

第三十九條の見出し中「一年」を「六月」に改め、同条及び第四十條中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十二条中「二十五万四千四百円」を「六十三万四千五百円」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 年金者遺族一時金に関する経過措置

(公務傷病による死亡に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第四十五条 新法第四章第三節第四款中第九十八条第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第四十六条 新法第九十八条第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る組合員期間、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第四十六条の二 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八十条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八十条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合に

において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条第一項第三号の規定は、適用しない。

(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十六条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額(第二号又は第三号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前条第一項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいとしないならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五分分に相当する金額

二 前条第一項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(第十五条に規定する退職料及び共済法の退職年金を含む)、減額退職年金又は共済法の廃疾年金の額があるときは、その総額

三 第四十四条の規定により遺族年金から控除すべき額がある場合においては、同条第一項の規定により控除すべき額又は同条第二項の規定により控除すべき額の二倍に相当する額の総額

第五十五条第一項各号列記以外の部分中「第四十四条まで」の下に、「第四十五条、第四十六条の二、第四十六条の三」を加え、同条第二項中「日前の期間」の下に、「と、第四十六条の三第二号中「共済法の廃疾年金」とあるのは「廃疾年金(共済法の廃疾年金を含む)」を加える。

第五十六条第一項第三号中「百分の一・四」を「百分の一・八」に改め、同条第三項中「第四十一条」を削る。

第六十一条中「及び第三十五条」を「第三十五条、第四十五条及び第四十六条」に改める。

第六十二条中「第二十三条第一項第三号並

びに第四十六条第一項第三号」を「並びに第二十三条第一項第三号」に改める。

第六十四条第二項中「又は第四十六条」及び「及び第六十一条第二号」を削る。

第六十八条第一項第二号中「百分の二・九」を「百分の四・三七五」に改める。

第八十二条第一項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十五条を第八十五条の三とし、第八十四条の次に次の二条を加える。

(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第八十五条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者で第六十七条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第六十七条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条第一項第三号の規定は、適用しない。

(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第八十五条の二 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいとしないならば受けるべきこととなる

遺族年金の額の七・五分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の三の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第八十六条中「第六十七条第二項」の下に「と、第八十五条の二第二項中「第四十六条の三」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第四十六条の三」を加える。

第八十七条及び第八十八条第三項中「第百五十二」を「第百五十二の四」に改める。

第九十条第一項第二号中「三百分の七」を「二百分の七」に改め、「(二十五歳をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)」を削る。

第九十三条第一項中(その更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数(当該期間以外の施行日以前の警察監獄職員であつた期間があるときは、その期間の年数を含む)と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。))を削る。

第九十七条第一項第二号中「とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一」を削る。

第百三条第一項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第百四条第二項を削る。

第百五条の二を第百五条の四とし、第百五条の次に次の二条を加える。

(警察職員の年金者遺族一時金の受給資格に

開する特例)

第百五條の二 次の各号の一に該当する場合に
は、当該各号に規定する者の遺族に、年金者
遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定
により計算した金額がないときは、年金者遺
族一時金は、支給しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満であ
る者で第八十九條第一項又は第二項の規定
による退職年金を受ける権利を有するもの
が公務傷病によらないで死亡した場合にお
いて、遺族年金を受けるべき遺族がないと
き。

二 警察職員であつた期間が十五年未満であ
る者が公務傷病によらないで死亡した場合
であつて、その死亡を退職とみなしたなら
ば第八十九條第一項又は第二項の規定によ
り退職年金を受ける権利を有することとな
る場合において、遺族年金を受けるべき遺
族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條第
一項第三号の規定は、適用しない。

(警察職員の年金者遺族一時金の額に關する
特例)

第百五條の三 前条第一項各号の規定による年
金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当
する場合において遺族年金を受けるべき遺族
がいたとしたならば受けるべきこととなる遺
族年金の額の七・五年分に相当する金額と
し、当該年金者遺族一時金からの控除につい
ては、第四十六條の三の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時
金の額が、前条の規定を適用しないものとし
て算定した年金者遺族一時金の額より少ない
ときは、当該金額を年金者遺族一時金の額と
する。

3 第八十九條第四項の規定は、前項の場合に
おいて、前条の規定を適用しないものとして
算定するときについて準用する。

の警察職員であつた期間があるときは、その期
間の年数を含む。」とあるのは「年数」を
「第百五條の三第一項中「第四十六條の三」とあ
るのは「第五十五條第一項において準用する第
四十六條の三」に改める。

第百七條及び第百九條第五項中「第百二十
條の二」を「第百二十條の四」に改める。

第百二十一條第一項第二号中「百分の二」を
「百分の三」に改める。

第百十九條第一項中「百分の五十」を「百分
の八十」に改める。

第百二十條の二を第百二十條の四とし、第百
二十條の次に次の二條を加える。

(消防組合員の年金者遺族一時金の受給資格
に關する特例)

第百二十條の二 次の各号の一に該当する場合
には、当該各号に規定する者の遺族に、年金
者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規
定により計算した金額がないときは、年金者
遺族一時金は、支給しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満で
ある者で第百十條第一項又は第二項の規定
による退職年金を受ける権利を有するもの
が公務傷病によらないで死亡した場合にお
いて、遺族年金を受けるべき遺族がないと
き。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満で
ある者が公務傷病によらないで死亡した場
合であつて、その死亡を退職とみなしたな
らば第百十條第一項又は第二項の規定によ
り退職年金を受ける権利を有することとな
る場合において、遺族年金を受けるべき遺
族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條第
一項第三号の規定は、適用しない。

(消防組合員の年金者遺族一時金の額に關す
る特例)

当する場合において遺族年金を受けるべき遺
族がいたとしたならば受けるべきこととなる
遺族年金の額の七・五年分に相当する金額と
し、当該年金者遺族一時金からの控除につい
ては、第四十六條の三の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時
金の額が、前条の規定を適用しないものとし
て算定した年金者遺族一時金の額より少ない
ときは、当該金額を年金者遺族一時金の額と
する。

3 第百十條第四項の規定は、前項の場合にお
いて、前条の規定を適用しないものとして算
定するときについて準用する。

第百二十一條中「第百十條第二項」の下に
「と、第百二十條の三第一項中「第四十六條の
三」とあるのは「第五十五條第一項において準
用する第四十六條の三」を加える。

第百三十二條の八中「第八十五條」を「第八
十五條の三」に、「第百五條の二」を「第百五條の
四」に改める。

第百三十四條第一号中「又は遺族年金」を
「遺族年金又は年金者遺族一時金」に改める。

第百三十七條を次のように改める。

第百三十七條 削除

第百三十八條第二項中「新法第百九十二條の
規定による」を「給付に充てるべき」に改める。

第百四十三條第二項を削る。

第百四十三條の三第一項第四号中「百分の二
」を「百分の三」に改める。

第百四十三條の四第一項中「百分の七十」を
「百分の八十」に、「こえる」を「超える」に改め、
同条第二項中「三十二万六千六百円」を「七十二万
円」に改める。

第百四十三條の十四の見出し中「一年」を「六
月」に改め、同条中「百分の五十」を「百分の八
十」に改める。

第百四十三條の十五中「二十五万四千四百円」
を「六十三万四千五百円」に改める。

(業務傷病による死亡者に係る年金者遺族一
時金の規定の適用)

第百四十三條の十六 新法第二百二條におい
て準用する新法第九十八條の規定中同条第一項
第一号の規定による年金者遺族一時金に關す
る部分の規定は、団体共済組合員が施行日以
後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当
該業務傷病により死亡した場合について適用
する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る団体共
済組合員期間)

第百四十三條の十六の二 新法第二百二條にお
いて準用する新法第九十八條第一項第三号の
規定による年金者遺族一時金(業務による廢
疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者
遺族一時金を除く)を受ける権利に係る団体
共済組合員期間は、施行日まで引き続く団体
共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組
合員期間に限るものとする。

別表第二中「一、一六七、八〇〇円」を「一、
四四二、〇〇〇円」に、「七五七、八〇〇円」を
「九三四、〇〇〇円」に、「五〇〇、八〇〇円」を
「六一七、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中
「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六
百円」を「一万二千円」に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一
部改正)

第三條 昭和四十二年以後における地方公務員
等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律
(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 更新組合員(施行法第二條第一
項第十号に規定する更新組合員をいう)又は
団体共済更新組合員(施行法第百四十三條第
五号に規定する団体共済更新組合員をいう)で
昭和四十四年十月三十一日まで退職すること
としたならば前条の規定の適用を受けること

となるものうち、昭和五十三年五月三十一日までに退職した者について新法第八十三条第一項及び第二項（同法第二百二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合（新法第三條第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）又は団体共済組合（新法第七十四條第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。）に申し出たときは、新法第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項（新法第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十四年十一月一日から地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の公布の日（以下「一部改正法の公布の日」という。）の前日までの間に退職したときは、その者に対しても同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「一部改正法の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、一部改正法の公布の日の前日において消滅する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法第七條第二項、第八條第一項、第十條第一項、第三十二條第一項、第二百二十三條第二項本文及び第八十條第一項の改正規定並びに同法附則第十八條の次に一条を加える改正規定並びに第三條の規定は、公布の日から施行する。（経過措置の原則）
第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新法」という。）及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「新施行法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。（年金の額の改正等に関する経過措置）
第三条 新法及び新施行法の規定中年金の額の改正に関する部分（年金の額の算定の基準となるべき給料に関する規定を含む。）は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金についても、施行日の属する月分以後適用する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者が施行日以後三年内に新法又は新施行法の退職（死亡を含む。）をした場合における長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の額については、その額が改正前の地方公務員等共済組合法の規定による長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の額（以下この項において「旧法の額」という。）よりも少ないときは、旧法の額とする。

（掛金、負担金等に関する経過措置）
第四条 新法第八十三条第二項及び第四項、第十四條第五項、第十六條第一項、第四十條第四項、第四十一條第一項（新法第四十一條第二項において準用する場合を含む。）、第四十二條第二項及び第七條、第二百三條第二項から第五項まで、第二百四條第六項並びに附則第三十二條の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金、負担金及び補助金について適用し、同月前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。（政令への委任）
第五条 前三條に定めるもののほか、新法及び新施行法の施行に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。（日雇労働者健康保険法の一部改正）
第六条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
第七條中「被保険者であるとき」の下に「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十條の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。
第十八條第一項中「（昭和三十七年法律第五十二号）を削る。
（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）
第七條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
附則第三條第三項及び第四項を削る。

ため、地方公務員等の共済組合による給付の内容を大幅に改善するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、その給付に要する費用について新たに国がその一部を負担することとし、併せて地方公務員等の共済組合の制度が組合員の福祉の増進のために運営されるように規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例の創設、退職者が職員団体の役員である場合の取扱い、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けたいことを選択することができる期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約一千八百一億円の見込みである。

理由
最近における社会保障制度の状況にかんがみ、地方公務員等の共済組合の制度の充実強化を図る